

令和2年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和2年9月10日（木曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第54号議案 幸田町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

第55号議案 幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

第56号議案 幸田町職員等の旅費支給条例の一部改正について

第57号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

第58号議案 財産の取得について（GIGAスクールPC）

第59号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第5号）

第60号議案 令和2年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）

第61号議案 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第62号議案 令和2年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 令和元年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和元年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和元年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和元年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和元年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和元年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 令和元年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

認定第9号 令和元年度幸田町下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田境 毅君 2番 石原 昇君 3番 都築 幸夫君

4番 鈴木 久夫君 5番 伊澤 伸一君 6番 黒木 一君

7番 廣野 房男君 8番 藤江 徹君 9番 足立 初雄君

10番 杉浦 あきら君 11番 都築 一三君 12番 水野 千代子君

13番 笹野 康男君 15番 丸山 千代子君 16番 稲吉 照夫君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成瀬 敦君 副 町 長 大竹 広行君
教 育 長 小野 伸之君 企 画 部 長 藪田 芳秀君
参事(企業誘致担当) 夏目 隆志君 総 務 部 長 志賀 光浩君
参事(税務担当) 山本 智弘君 住民こども部長 牧野 宏幸君
健康福祉部長 林 保克君 環境経済部長 鳥居 栄一君
建 設 部 長 羽根 潤志君 教 育 部 長 吉本 智明君
上下水道部長 太田 義裕君 消 防 長 都築 幹浩君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本 富雄君

○議長(稲吉照夫君) 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦勞さまです。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長(稲吉照夫君) ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

[総務部長 志賀光浩君 登壇]

○総務部長(志賀光浩君) 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

[総務部長 志賀光浩君 降壇]

○議長(稲吉照夫君) 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長(稲吉照夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、13番 笹野康男君、15番 丸山千代子君の御両名を指名します。

日程第2

○議長(稲吉照夫君) 日程第2、第54号議案から第62号議案までの9件と認定議案第

1号から認定議案第9号までの9件を一括議題とします。

説明は終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第54号議案の質疑を行います。

3番、都築幸夫君の質疑を許します。

3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） それでは、質問させていただきます。

今回、幸田町で初めての任期付職員制度という制度が導入されるということでございますが、任期付職員とはどんな職員なのかについて、この前説明がありましたけれども、再度説明いただきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 任期付職員と申しますのは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、及び条例により採用されるまさにその名のとおり5年なり3年なりの任期のある職員であり、高度なあるいは正規職員並みの専門的な知識を有し、本格的な業務を任すことのできる職員であり、任期があること以外は正規職員とほぼ違いがないものという職員でございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） どうもありがとうございました。よく分かりました。会計年度職員との違いということがよく分かりました。

今回ここにきまして任期付職員制度を導入するということでありまして、その背景と幸田町にとってなぜこの制度が必要なのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 近年、町行政の推進におきましては、諸法令の正確な理解、その遵守と適切な運用等、高度な専門的知識に基づく業務、執行能力が以前にもまして求められています。

正規職員におきましては、日々の業務に当たりつつ研修・自己研鑽に努めてはおりますが、それでも複雑困難な諸課題・諸問題への対応に苦慮しているところでございます。そこで、高度な専門的知識、経験、又は優れた識見を有する特定任期付職員、あるいは専門的な知識・経験を要し、会計年度任用職員では補いきれない本格的な業務を、業務に従事する任期付職員の採用に道を開くことにより、諸課題及びより高度な行政需要への対応を図るものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） よく分かりました。

それでは、次の質問でございますが、どんな職種を考えられているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 特定任期付職員につきましては、法律について高度の専門的知識・経験を有する専門家としての弁護士を想定しております。その他、フルタイムの任期付職員につきましては、正規職員と同等の事務を行う職員や保健師等を想定しており、産休・育休職員の代替雇用も想定されます。任期付短期時間勤務職員につきましても同様ですが、特に介護休暇や育児部分休業の承認を得た職員の時間的補充のための雇用が想定をされます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 特殊な職種であるということが分かりました。

愛知県内で既にこの制度を導入されている市町村があると思うのですが、こういったところなのか、そして、またどういうふうにもこの制度を活用されているのか、御存じでしたら説明をお願いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 近隣では、西三河全9市及びお隣の蒲郡市でも既に条例が整備され、それぞれの市の必要に応じた雇用がなされているところでございます。ちなみに弁護士を任期付で雇用している市が、岡崎市で2人、豊田市で2人、その他県内で豊橋市、小牧市、長久手市で各1人、春日井市では2人雇用をされております。また、弁護士以外の専門性の高い職員といたしまして、医師、保健師、保育士、警察・自衛隊・国税のOB、また市史編さん用あるいは発掘調査用の学芸員等が雇用されているようでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 他市町村では既に多くの市町村で導入されておまして、かなり専門的などころでうまく活用されているということでありまして、幸田町はむしろ後進地であるということがよく分かりました。この制度のメリットを十分生かしていただいて、上手に活用していただき、より良い行政へと進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員から御提言いただきましたように、せつかくの条例制定でございまして、より一層の町政発展のため有効に活用するよう努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築幸夫君の質疑は終わりました。

次に、9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 私からは、先ほど都築議員のほうからも質問があったわけでありまして、この国の法律は平成14年に制定されているということでありまして、もう既に15年以上が経過をいたしております。また、各近隣の市では既に成立をされて運用されているということなのですが、今までこの条例がなくても幸田町はやってこれたわけでありまして、ここへきて今おっしゃった弁護士を常勤で雇う、こういうことの必要性について御説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 条例制定が必要となりました理由につきましては、先ほど都築幸夫議員にお答えをさせていただいたとおりでございますが、法律制定後15年以上がたった今日なぜということにつきましては、漠然とした回答になってしまうかもしれませんが、高まる行政需要に対し、よりの確な対応とサービスの提供に資するべく町として積極的に取り組んでいくという姿勢、手法の一つとして、このタイミングで条例の制定のお願いをさせていただくというものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ぼわっとしてよく分かりませんが、要するに、いろいろな業務が専門的になってきたと。特に法律関係は詳しい人が必要になってきたということであろうというふうに思います。しかし、この弁護士という肩書で採用した方は、この方がどこに配置されて、どのようにその活動ができるのか。その辺の活動の手法ですね、どういうふうにしてやっていただくかというその辺の具体的な例をお示しいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 答弁がぼくっとして大変申し訳ございません。

今、追加でお尋ねの例えば弁護士を雇用した場合、どこに置いて、どのような動き方になるのかということでございますが、具体的にまだ詳細については詰めてございませんけれども、今、考えているところでは3階管理部門のどこかの課に所属をさせていただいて、業務的には全庁にわたって法律を基にした対応が必要な案件に対して随時対応をするということになるかと思えます。近年ですと土地のことについて、クレームに近いような要望、無理難題を町に対して訴える方が頻繁に役場に見えるというような事例がございます。今まで町職員が慣れない法律の勉強をしつつ、できる範囲の対応をしていたわけですが、そういうような事例が発生した場合に法律の専門家として理路整然とそういうような方に対して対応していただくというようなことができれば、町としても適切な対応ができていくという希望を込めての制度の制定ということを考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 3階に配置をして全庁的に対応をする、そういうことで大体分かってきたわけでありましたが、この方の職階といいますか、課長級なのか主査級なのか、その辺の職階についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 職階と申しますか、今回制定をさせていただく条例の中で給与の特例ということで、給料表の弁護士だと特定任期付職員という位置づけになるわけですが、その特例的な給料表を用意をさせていただいているところでございます。その金額というのは、国に準じているわけでございますけれども、管理・監督的な立場に立つという職を前提とした給料表ということで整備をして迎え入れるという予定でおります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ちょっと質問の内容がいけなかったかなと思いますが、要は、この方は要するに指揮命令はどこから受けて、そして、全庁的ですからいろいろな部署からの相談もあると思うんですけれども、その相談がスムーズに自由というか、必要なときに必要な相談がすっとできるのか、できないのか、そういったことの体制をお伺いをいたしているわけであります。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） すみません、先ほど3階にいていただいてということで、例えば総務課所属という位置づけで採用した場合、指揮・監督は総務課長の下で動いていただくということになるかと思えます。そして、役場の体制として、各課、全庁においてぜひ弁護士に、今こういう来客があるから駆けつけてほしいというような話があれば、総務課のほうに連絡をしていただいて、すぐ現場のほうへ走っていただくというような、そういう申合せの上で3階に席をおき、必要に応じて各階へ走って対応をしていただくというようなことを想定しております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 分かりました。現場対応までしていただけるということで、少し安心をいたしました。

次に、この第2条で、選考により任期を決めて採用というこの選考の方法なのですが、どういった形で、採用するときの体制ですね、どのような選考で行われるのかについてお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回、任期付として採用する募集の対象が、従事する業務に応じた高度の専門的な知識を有する者等を対象としているということで、その資格、経歴、実務の経験等を踏まえた上で、論文・面接による客観的な判定による選考ということを考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 我々自身が失礼なことを申し上げてはいけないのですが、幸田町の今の職員が専門的な知識・経験、こういうことが十分あるということが判断できるのかどうか。どういう選考方法、あるいは審査員でもってその人のキャリアというものがはっきりと認定できるのか、そこら辺のことをお伺いいたしておりますので、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今、追ってお尋ねをいただいた、その人の専門性、その道に対する力量があるかないか、そういう判定ができるものなのかという件については、先ほど申し上げました、例えば弁護士であったらその資格を持っておろうということは大前提の当たり前の話でございますけれども、弁護士としての活動の経歴、そして実際に携わってきた事件の処理状況等々の実績も書類で出していただくことになるかと思えますので、実際に面接・論文等は出していただくわけですけれども、それと合わせてそこら辺のその職としての実績等々も参考になるかと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 分かりました。履歴書をしっかり見て審査をするということで、また面接によって人物の評価もしっかりしていただきたいというふうに思います。

次に、給料表でございますが、第7条第1項、ここに7段階の給料表が設定をされております。これにそれぞれ金額が載っているわけでありますが、ランクが上に上がるごとにその幅が増えているということで、専門性が増してくるんだらうなということが思えるわけでありますが、7段階のこの設定の理由、あるいは段階ごとにどういうふうに専門性が変わってくるのか、そういったことが記載をされておられません。これについてどういう設定になるのか説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 特定任期付職員につきましては、高度の専門的知識を有する者を採用するため、国家公務員の人事院規則に準じて管理職に相当するものと考えております。

7段階が必要な理由といたしましては、人事院規則に準じて、特定任期付職員の号給をその従事する業務の難易度あるいは重要度等、内容に応じて町長が規則で定める基準に従い決定することを想定しているという前提での7段階ということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 町長が定めるということではありますが、実際にはこの人事院規則に基づいたランク分けですね、その内容。それも、それに沿ったものにするということでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 人事院規則に沿った形での7段階ということについて規則で定めていくという予定でおります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 7段階までは分かりました。しかし、3項に7段階以上のことがうたわれております。7段階以上、10万円ずつを加算という規定があるわけでありますが、これは際限がない。しかも、これも規定というのは際限というか、12万円ずつ上げていく根拠となるものは人事院規則にはあるのでしょうか。これは町独自の町長の判断、規則にもないところの判断ということになるのでしょうか。どういう取決めで12万円ずつ上げていくことの根拠みたいなものが作られるのか、そこら辺について説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 7号給以上について、6号給と7号給の差額12万円ずつ上げていくという決めでございますけれども、そういう決め方につきましても人事院規則に倣った制定の仕方をさせていただいております。国家公務員の特定任期付職員を参考とするものでございますけれども、地方公務員法第24条第2項の規定により、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事業等を考慮して定めるというふうに考えております。そういう意味では、制度上・条例上はこういう決めというふうにさせていただいているわけでございますけれども、実際に7号給を越えた号給の制定適用の場面というのは、実際にはほぼないであろうという考え方でおり

ます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 実際にはないけれども、一応人事院規則のほうにもあるので載せておいたというように今理解をしたわけであります。

次に、同じ条の4項で特に顕著な業績ということが出てきます。この特に顕著な業績の場合は給料の月額相当額を支給するというような内容だと思いますが、これについても特に顕著な業績というのは、例えばどのような業績のことを考えておられるのか説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 特定任期付職員を採用する際に、まずその号給の設定をいたします。1号から先ほどの7号給まで決めるわけですけれども、例えば、今検討中のございますけれども、1号給でしたら高度の専門的な知識、経験を有する者が通常の業務に従事するというようなことになることを想定しているわけですけれども、特に顕著な業績と申しますのは、給料月額が決定された際に期待をされた業績に照らして判断する、そういうふうにするというふうなことでございます。客観的には、町の正規職員と同じように、人事評価における評価基準での最高ランクSSレベルに該当する困難度と重要度が極めて高く、時間的制約が強い業績を特に顕著な業績というふうになるんだらうなというふうに考えております。給料の月額相当額とした根拠につきましては、国家公務員の特定任期付での規定に準じたということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 職員の場合は、顕著な業績は、多分いきなり給料の月額相当額支給というような、そんなすごいことにはなっていないんじゃないかなと思うんですが、その業績の率に合わせて何パーセントかというようなことになっているんじゃないかなというふうに、私の現役時代はそんなような形でしたが。今回、専門的な知識を有する方の業績ということで、そのような規定になっているのかなということを思うところであります。

最後に、質問を用意いたしておりました職員として採用する必要性ということにつきましては、先ほど常時必要に応じて現場に駆けつけるということの説明をいただきましたので、ぜひそのような体制をしっかりとっていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員最後の御発言でくぎを刺していただきましたように、今後採用した場合にはどこかの課には位置づけをするわけですが、それが例えば弁護士として採用されたような特定任期付の場合でしたら、所属した課の業務に限らず全庁的な活用で限りある人的資源を最大限有効に活用した行政の運営に努めてまいりたいと思いません。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今までのお答えで、想定されている職種等につきましては理解できましたので、この部分につきましては納得をいたしました。特に産休代替等、期間のあるものには、うまく使えば有効に機能するかなという気もしたわけであります。

この関係で、この職員がまず職員定数の中にフルタイム特定任期付職員とフルタイムではないその他の職員とそれぞれ定数に含まれるかどうか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 任期付職員で短時間勤務以外のフルタイムの任期付職員、特定を含めましてフルタイムで採用という職員につきましては、職員定数に算入することになります。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ということになると、職員の定数管理上はしっかり管理をされていくということで納得はいたしました。

それと、7号給でも月額83万円と非常に高額な月額とされているわけでございます。これにもろもろの手当等が含まれて支払われるわけでありまして、これが1年間勤務をされたとした場合の年収は幾らになるのか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員が申されましたとおり、7号給の給料月額が83万円でございます。83万円の12か月で996万円、それに期末手当が約349万円、地域手当が約30万円というふうに試算をしております、合わせますとざっと1,375万円程度を見込んでおります。これにその他通勤手当・単身赴任手当等々、個々の状況等に依じた加算がされることになるかと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 1,375万円ということで、今、一番一般職で高い部長級の方の給料年収を遥かに上回る額になろうかと思えます。これで、先ほど採用される職種としては弁護士などが考えられているということでもありますけれども、その弁護士を仮に採用された場合、何号に格付をされるのか。これはそうじゃなくて、弁護士だから何号ということでは決まっているのではなくて、その人の実績だとか経験等に基づいて4、5の場合もあるし、6号の場合もあるし、7号に格付される場合もあるということなのか、弁護士ならもう何号とピシッと決めてしまわれるのか、そこら辺の考え方を伺います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今、考えているのは、弁護士だから何号給であるとか、過去の弁護士としての経歴・実務がこうだから何号給という考え方よりも、先ほど全庁の課題に当たっていただくという話をさせていただきましたけれども、その中でも主にどういう業務をメインにやっていただくかというようなことはある程度想定をします。それに当たって、当初想定をする期待する業務に応じた号給の位置づけというようなことになるかと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 一般職から見れば1,375万円は非常に高額収入でありますけれども、一流の弁護士が地方公務員になったら兼業禁止ですので専念していただかないとあかんと、片手間でやっていただいて結構ですよというわけにはいかんわけでありまして、これぐらいの年収になると弁護士では恐らく少ないほうというのか、そんな気もせんでもないわけでありまして、今後、選考の方法については先ほどの足立議員の質問であったわけでありまして、思った以上に弁護士の連戦連勝の方もおられれば、連戦連敗、へばい用心棒を雇ったらそんな悲惨なことはありませんので、選考については、そこら辺は十分に留意をしていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど年収のことを聞いたわけですが、足立議員も言われた、この規定は上限のない天井知らずで上げていけるよという規定になっているわけでありまして、給与法定主義の原則から本来これでいいのかなという気もせんでもないわけでありまして、給料の決め方だけ定めているということでございますので、そういう疑義があるわけでありまして、基本的にはそういうことはほぼ予定をしていないという先ほどの御答弁でございますので、号給の決定にあつてはくれぐれも慎重に扱っていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員から御意見をいただきました。今後、採用をする場合の号給の決定につきましては、先進の市町村のことも勉強させていただきつつ適正な対応をしてみたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） それぞれいろいろと先ほどからありましたけれども、改めてお聞きしたいと思います。

会計年度任用職員と任期付任用職員の違い、これについて明確にお答えいただきたいなというふうに思うわけでありまして。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 会計年度任用職員と今回お願いをしております任期付任用職員の違いでございますが、まず従事する業務の違いといたしまして、会計年度任用職員は正規職員の補助的業務に従事するという職員であります。一方、任期付職員につきましては、正規職員と同様に本格的業務に従事するということを想定をしております。

また、給料や手当支給における違いといたしましては、会計年度任用職員は、職種等に応じ幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定により、フルタイムにおいては給料と手当を、幸田町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の規定により、パートタイムにおいては手当に相当するものを含め報酬として支給をしております。一方、任期付職員については、正規職員と同様に幸田町職員の給与に関する条例の規定による支給となります。また、先ほどから話題になっております特定任期付職員については、今回提案をさせていただいております条例第7条第1項の給料表の適用をいたすものでございます。

また、任用期間の違いにつきましては、会計年度任用職員については年度ごとの任用でありまして、基本的には任用の上限はございません。一方、任期付職員は複数年、5年なり3年なり以内の任期の設定、更新が可能であり、任期終了後の選考等により改めて再度の任用も可能ということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 会計年度任用職員も任期付任用職員もそれぞれ違いがあるということで分かったわけでありまして、幸田町でこの職員採用に当たって、いろいろな採用形態があるわけでございます。例えば再任用会計年度、今までのパートさん、非常勤の方たちが会計年度ということで新たに今年度から発足したわけでございますけれども、そういうふうに定数管理に入る職員というのがやはりきちんと位置づけをされてきたわけでございます。この定数の考えでございますけれども、これが今幸田町におきましては、人口も増えている、業種もいろいろと多岐多様にわたっているということで定数が今増えておりますし、またこの前の条例改正によって定数も大幅に増やされました。そういう関係から、この辺の定数管理の問題はどのようにされるのかということでございますが、それについてお聞きしたいということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほどの伊澤議員、また今の丸山議員から御指摘・御提言がありましたように、今回採用いたします任期付職員につきまして、フルタイムで働いていただく場合には職員定数の算入対象となります。したがって、今御提言をいただきましたように、正規の職員と合わせて計画的な採用ということが重要になるかと思いません。ですから、制度を作ったからとして軽々しく再任用職員をどんどん採用していくということではなくて、正規の職員の数との調整、バランス等々も配慮して計画的な採用に努めていかなくてはならないというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 任期付任用職員、これは定数に入るとということで、計画的な採用が必要になるよということでございますが、この任期付任用職員というのは、先ほどの説明を聞いておりますと産休代替・育休代替ですね。こういう代替というふうな職種になるかということがありましたが、そうした点におきまして、この計画的な採用というのはできるのかと。計画的にできるのかと。その辺を伺いたいと思います。これは、最後の質問にも関連するかというふうに思いますが、それについてまず伺いたいと思います。

次に、この特定任期付職員でございますけれども、これについては採用の考えがあるかというふうに通告をいたしましたけれども、先ほどからの議論の中で弁護士というような考えがあるということが伺えるわけでございます。9市、蒲郡市も弁護士を雇っているよということでは言われたわけでございますが、幸田町には顧問弁護士もいるわけございまして、先ほどから、幸田町でも訴訟の関係とかいろいろあって、最近ずっと負けているわけございまして、その辺のところ今回いろいろな法律等に詳しい方の対応をしていくよというようなことで、無理難題な件が多くなってきたからこうした弁護士の採用をするよというようなことの考えがあるということをお明らかにされたわけであ

りますけれども、その辺のところは顧問弁護士との連携というのはどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 何件かお尋ねいただいたかと思えます。

まず、採用するに当たって、育休・産休の代替という雇用が考えられるということをお私先ほど答弁をさせていただいたわけですが、計画的な採用ができるのかという御指摘でございます。確かに計画的な採用に努めなければならないという基本的な考えは当然持っているわけでございます。しかしながら、当然、丸山議員に御指摘いただきましたように、育休ですとか産休というのは、その年度で何人出るかというのはなかなかタイミングによってはつかみがたい部分がございますので、来年何人、再来年何人というような、そういう意味での計画的採用というのはなかなか難しいのかなと思えます。計画的採用というのは、再任用職員と正規の職員について定数の範囲内で収まるような調整の配慮が必要というような形で御理解いただけたらありがたいと思えます。

それから2点目、私の先ほどの説明の仕方がおかしかったのかもしれませんが、先ほど丸山議員が蒲郡市で弁護士というような御発言があったかと思えますが、蒲郡市は任期付の制度は設けておりますけれども、弁護士は蒲郡市では雇用はされておられません。

それから、今現在顧問弁護士がいるが、それとの連携はということでございます。顧問弁護士と今回任期付で採用を想定をする弁護士との一番大きな点は、顧問弁護士については案件が生じたときにその案件について対応をお願いをする、案件についてつくということでございます。一方、今回お願いをさせていただきます特定任期付職員として採用された場合の弁護士というのは、通常的身分的には役場の職員ということでございますので、フルタイムで役場で仕事をしていただく。その日たまたまた人への突発的な対応もしていただくということが業務としてあるということ、事につくか、常に常勤にいるかというその違いが大きいのかなというふうに思います。そういう中でこの両者の連携ということについては、先進事例を研究しながら有機的な連携を図るよう、採用に当たっては研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今度新たに特定任期付職員について言えば、いわゆる事故処理的なものを主に想定してるよというふうなふうにしか聞こえないわけですが、やはり専門的な資格を持った弁護士さんでありますので、その辺のところを採用にするに当たっては重々有効的に活用するようにしていただきたいというふうに思います。

次に、任期付職員というふうに通告いたしましたけれども、これは会計年度任用職員の件でございます。フルタイムと短時間勤務それぞれの職員数について伺いたいということでございます。先ほどから言っておりますけれども、こうした幸田町の業務に必要であるという、そういう業務数に応じた定数というのは定めていくわけでございますので、そういうただ非常勤やフルタイムで対応するというだけでなく、正規職員をきちんと増やしていくべきではないかというふうに思います。

幸田町は、以前は係長制度ということをやっていたわけですが、係長というの

をなくして、また違う形のグループ制にしたわけですよ、グループリーダーを作って。グループリーダーを作ったときに、ただ、ほかのグループからも応援をいただきながら業務をこなしていくというような説明も受けておりました。けれども、どんどん人が減って行って、そのグループだけでは成り立たない、応援も定かじゃない、そういうような事例もあちこちで出てきているわけです。ですから、そういうことから考えると、やはり業務に必要な正規職員というのをきちんと増やしていく、対応していくべきではなかろうかというふうに思いますが、その辺についても伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず1点目は、特定任期付職員として弁護士を雇った場合、私の答弁から聞いているところによると事故处理的なことがメインじゃないかというようなことでございます。確かに私どもは役場で仕事をしていて、いろいろなお客様、いろいろな案件に対応する中で、本当にどういうふうに対応していいか困ってしまって悲鳴を上げたくなるような事例が実際にございます。そういうときに法律を盾に対応していただける弁護士が役場の中に常について、困ったときにちゃっと呼んできて対応していただくという体制になれば本当に心強いということで、ある意味今回の条例制定により任期付を導入するというに当たって、一番期待すべきところはそういう点であることは間違いないのかなということは正直に思います。ただ、それだけではなくて、より豊かな町政運営、発展のために、例えば今まで総務課の職員が素人ながら研修、自己研さんで法規・例規等を学んで、町の条例等々、例規の整備をやっていることについて法律の専門家にアドバイスを頂きながら、より良い形の例規等の整備等々、一步突っ込んだ前向きな取組姿勢ということで努めていただけるという期待も当然ながら持っているところでございます。

それから、もう1点、任期付の職員を採用するというのもいいけれども、業務に必要な正規職員を増やすべきではないかという御提言でございます。議員がおっしゃるとおり、望ましい組織構成としては、正規職員を中心とした組織であるというふうに考えております。先ほど議員自身もおっしゃいましたけれども、昨年度は職員定数の増員についても私どもからお願いをさせていただき、議会にもお認めをいただきましたところでございます。今回、任期付職員の採用ということで条例の制定をお願いするわけですが、その意図といたしましては、法律について高度の専門的な知識・経験を有する専門家としての弁護士、あるいは繰り返しになりますけれども、主に産休・育休職員の代替、また介護休暇や育児部分休業の承認を得た職員の時間的補充のための雇用を想定した制度でございまして、正規職員の採用を抑制することを目的としたものではございませんので、正規職員は正規職員、任期付は任期付とそれぞれ位置づけを持って計画的な採用ということで、町政の発展のために組織体制を整備していきたいという考えの下での今回の条例制定お願いでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 先ほど質問しました会計年度のフルタイム・短時間勤務、それぞれの職員数をお答えいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 答弁が漏れているようで申し訳ございませんでした。

会計年度任用職員の数でございます。フルタイムの会計年度任用職員が113人、内訳といたしましては113人のうち保育士が105人、学校用務員が8人ということで、会計年度任用職員については保育士と用務員のみでございます。それから、短時間勤務のパートタイムにつきましては371人で、保育園関係が130人、学校関係が49人、その他が192人ということで、会計年度任用職員全体では484人という本年9月1日現在の状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 会計年度任用職員というのは、今年度から導入をされた制度でございますけれども、このように先ほどから職員定数に入らない職員、非常勤職員等もたくさんいるわけでありまして、それが補助的業務というふうなことでやられているわけでございますが、しかしながら、この中の一つを取り上げますと、学校の用務員さんについて言えば、以前は町の職員だったわけでありまして、今も町の職員とフルタイムの職員が混在をしている中のこういう職場がある。まあ、保育士もそうですね。ですから、その辺から考えれば、本来で言えば正規職員であるべき採用形態でなければならないのが、このように会計年度任用職員ということで年度ごと更新をしているという、こうした制度が幸田町であるわけでございますので、その関係からすれば、やはり公務員におけるワーキングプアというものも出てきているわけですね。ですから、やはり、これから業務に必要な正規職員というのはきちんと増やしながら考えていく、そして、また定数管理も適切にしていく、この辺をお願いをして終わりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 正規職員の確保、計画的な採用等々につきまして、議員御提言の件を肝に銘じて対応してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時07分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第55号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 幸田町職員の特殊勤務手当についてでございますけれども、今回防疫作業手当を支給するという事で新たに改正をするものでありますけれども、この対象となる職種についてお尋ねしたいというふうに思います。

考えられるのが保健関係やあるいは消防関係かというふうに考えるわけでございますけれども、これは幸田町におけるどこの部署が関係するのか、職種についてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回対象の職種ということでございますが、議員が大体基本的なお見込みのとおりでございますけれども、基本的に対象になるかどうかというのは、今回お示しをさせていただいております条文のとおり、新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事した職員ということでありまして、実際には一番多いのが消防本部による患者の移送・救急搬送、患者が使用した物件の処理、いわゆる消毒作業等々に従事した職員が対象になるというふうに想定をしております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この防疫作業手当についても定めるものでありますけれども、防疫手当が1日につき3,000円、しかしながら町長が認めた場合は特例ということで4,000円ということになっておりますけれども、この額についてはどのような規定でこの額になったのか伺いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員がおっしゃるとおり、特殊勤務手当の中で防疫作業手当というのは現にございます。現状の防疫作業手当につきましては、職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症のうち、例えばエボラ出血熱やペストなどの一類感染症及びサージやジフテリアなどの二類感染症の病原体の付着した物件、又は付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は伝染病を有する家畜もしくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき、1日につき600円を支給することとしております。支給の実績につきましては、家畜牛の防疫作業として予防注射への立ち合い等で支給をしているところでございます。そんな中、今回改正をお願いします件につきましては、新型コロナウイルスに限定した特例措置であり、1日につき3,000円、その患者や疑いのある者の身体への接触や長時間にわたり接する場合は、1日につき4,000円を支給することとするものでございます。この金額につきましては、国の人事院規則で示された額に準じた額としております。新型コロナウイルス感染症の今日、現時点における社会的な影響、まだワクチン等の効果的な予防・治療方法が確立されておらず、不確定要素も多いこと。また、各地方公共団体においては、病院や宿泊施設等での患者の収容が見られる中、感染リスクに加え厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中での平時には想定されない業務に当たることとなるため、格段の実施額が定められたものというふうに推察をしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この手当につきましては、国に準じた額ということでございますけれども、いろいろと漏れ聞くところによりますと、とりわけ直接接触する作業と申しますか、この辺におきましてはとても4,000円では割が合わんと、こんな仕事はともやれんと、そういうことも聞くわけでございます。ですから、その辺の関係で、例えば国はこの額を定めてきたわけでございますけれども、独自にこうした危険手当と申しますか、そうした額として上乘せする考えはなかったのかということを伺いたいと思

います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 丸山議員から、今、実際に患者あるいは感染が疑われる方を救急搬送するに当たっては、消防隊員の人から言えば、3,000円、4,000円では割が合わないというような考え方もあるということでございます。それはそうかなというふうに受け止めさせていただきます。実際に昨日か一昨日の報道であったかと思えますけれども、名城大学の先生が全国の消防隊員にアンケートをとったところ、現在コロナが心配される中での救急搬送については、自分が感染しないか又感染した自分から家族にうつしてしまわないか、究極の不安の中で仕事をしているというような回答がとても多かったというふうに伺っております。そういう状況の中で、国の基準が3,000円、4,000円で示された、それはそれとして、幸田町としてそれに上乗せをする考え方はなかったのかという御指摘でございますけれども、結果的には先行してやってみえる他の市町についても国の基準どおり3,000円、4,000円でやられているということで、正直申し上げまして、これに上乗せをして条例で定めさせていただくというような考え方は持っていなかったというのが正直なところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 国の基準どおりということでありまして、私が先ほど言ったのは、幸田町の消防職員が割が合わんとかそういうことを言っているわけじゃなくて、さきにもう既にやっているところがあるわけですよ。そうしたところで、命の危険を感じる作業に対して、やはり4,000円ではほかの部署に替えていただきたいと、こういうようなことがいろいろなところから噴出しているよということを言いたかったわけでごさいます、先ほどの名城大学の先生がアンケートをとったその事例からもやはり同じようなことが言えるかというふうに思います。これは国に準じているわけでごさいますので、しかしながら、やはりこうした手当についても独自性というのでも発揮していくべきではなかろうかなと、危険度に対して思うわけでありまして、その点だけ指摘をして終わりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほどの割が合わないという話、幸田消防の話ではないと、一般論であるということは重々承知をしております。私の言葉足らずで申し訳ございませんでした。

重ねて国の基準に対する上乗せを考えてみてはどうかという御提言をいただきました。考え方としては、気持ちとしては重々分かるところでございますけれども、現状においてはこの3,000円、4,000円という御提案で御理解をいただいて、ぜひとも御承認をいただきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 先ほどの丸山議員の答弁で、1問目の件のところにつきましてはおおむね話の内容は理解をしたつもりであります。私のほうからは、今お話のあった1問

目の防疫手当の3,000円と4,000円の根拠のところを聞きたいというところ、それから、あとほかの特殊勤務手当等々と比較した場合に水準などの妥当性がどうだったのかということを確認をしたかったのが1問目であります。物差しについてもそこには入ってくると思っておりますし、先ほどの答弁でいきますと、国のほうからの格段の日額にされたという根拠もほかのものと合わせて考えられたということで理解をしました。これは金額のところの話というよりは、以前も消防のほうで話がありましたが、やはり安全に関わるような道具をきちんと整備をすることをなおさらにしっかりやった上で、安心して手当もつけながら業務を遂行してもらおうという環境にもっていかないとあかん話だろうなと思っております。金額が高い低いということも当然ものによってはあるかと思いますが、そういった面でいけば、ほかの仕事においても特殊作業をやるような内容で、金額を特別に決められた仕事というのは当然たくさんありまして、その金額のことも含めて考えれば、やはり何らかの根拠を基にこういった金額を定めて、その金額が妥当だと思えるような環境で安心して働いてもらう、不安なく働いてもらうという環境が構築できることを目指すべきだと私は思っておりますので、ぜひそういった面で行くと金額の根拠もしっかり伝えながら、今不足している道具があればきちんと道具を整備をして、そこをしっかりとやっていくということを明確にうたっていただきたいと思っております。

それから、2番目であります、こちらがちょっと私は運用の面で何となくぼやっとしている部分であります。先ほどの想定で言う救急搬送等々のことを考えますと、事に当たる場合には、感染したかどうか症状を見てもなかなか分からないことも今はあると聞いていますので、報道等でもいろいろと騒がれていますが、そういった面を考えると、基本的には全て感染者に手を出すというような事の当たり方が、一番安全側に傾いているやり方かなと思っております。

今回ここにうたわれているのは、いわゆるウイルスに感染された方等それから感染の疑いのある方、これは患者等と書いてありますが、そういった方に対しての仕事になると思っておりますし、先ほどの答弁でありましたとおり、町長が認めたことに対してはそこに当たるということになります。そうやって考えますと、どこにどういう線が引けるのかということになると思っております。疑いがある者、患者等といったときにはかなり大きな広い範囲になってしまうと思っておりますし、逆に無症状の方であった場合に、後から陽性が分かりましたといったときには、遡ってそれも手当として反映する必要があったりだとか、多分いろいろなルールが必要になってくるかなと思っておりますし、そうやって考えたときに、現状をまだこれから構築する内容かもしれませんが、そのあたりの考え方をしっかり持つべきだと思っておりますので、現時点で考えられている運用の仕方を何かもう決められていけばそこを教えてください。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず3,000円、4,000円の話ですけれども、特殊勤務手当はほかにもこの防疫手当以外に8種類程度あるわけですが、それについて大半が500円、600円とか、数百円のレベルのものが大半でございます。そういう中で3,0

000円、4,000円という、単純に金額的には破格の金額ということでございますが、これについては先ほど申し上げましたとおり、国の規則に倣った金額ということでございます。それに当たっては、国のほうで感染リスクに加え厳しい勤務環境と極めて緊張した雰囲気の中で平常時とは違う中での業務ということでの配慮というふうに推察をしているということで、先ほどお答えをさせていただいたところでございます。

それから、実際の運用についてでございます。基本的には発熱している等については、感染者あるいは疑いのある人という前提で対応すべきではないかという御提言でございます。実際に救急搬送等で対応してみえる消防さんからすると、そういう前提で防御をした上でのうつされないという前提での万全を期した対応は基本的にはされているというふうであるかと思えます。また、ことコロナについてということで、前の補正でも移送のときのカプセル式で空気が外に漏れないような新たな搬送の用具も購入をされるというようなことで、消防の専門的な知識に基づいた防疫対策をとってみえるかと思えます。その中で、この3,000円、4,000円の手当を出すに当たっての運用として、疑いのあるものがばくっとしているということが一番の問題かと思えますけれども、今考えているのは、よその先行して取り組んでみえる町にもお伺いしたんですけれども、その一応の目安、線引きとして、疑いのある者の判定方法、基準については、搬送をしてPCR検査の実施をしたかしたなかったか、そこをもって専門のお医者様が疑いがあるなしで検査の必要があるなしという判断をされたという、PCR検査の実施の有無をもって一つの客観的な疑いがあるなしの判断基準というふうにしていきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 現時点だとPCRの検査の有無によるということで、そこら辺はやっぱり明確になる部分だと思いますので、そういった明確な運用をぜひ心がけていただきたいと思えます。いずれにしても、やはり、まだちょっとよく分からない部分が多い感染症でありますし、いろいろなガイドラインが今でもどんどん出てくる状態になってますので、臨機応変に柔軟な対応を心がけないといけないと思ってますし、本当に職員の皆さんの負担もすごく高くなっちゃう可能性があるのかなと今でも思ってますので、ぜひ負担のところも配慮をしつつ運営をぜひお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員からも柔軟な対応、配慮というお言葉を頂きました。実際にこの改正の上での条例の運用をしていくに当たって、職員に対する手前みそということではございませんけれども、ある意味広く拡大をして対応していくということがあってもいいのかなということで、なあなあではございませんが、適切な運用をしまいたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第56号議案の質疑を行います。

8番、藤江徹君の質疑を許します。

8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 今回この一部改正にということの理由の中に、移転料の導入というのが大きな一つ。それから、もう一つは、その他の旅費の見直しに伴いということで、見直しを行っていますよという理由にされています。そんな中で、私自身、実際の自分が勤めていたときに結構出張、赴任を相当やりました。そんな経験からちょっと意見を含めて、この明文化されていない要件等々について、若干細かくなるところもありますが、質問をさせていただきたいと思います。

基本的な考え方は、公務による出張、赴任につきましては、その本人、出張者、赴任者にあくまでも個人負担をさせないと、明らかにこれは物理的に必要な旅費でありますよというところに対してはきちんと本人に負担をさせないということが大原則だというふうなのが私の考えでありますので、それらについてちょっとお聞きいたします。

まず1番目に、公務上の理由で、例えば9時に行先で打合せをしなくてはいけない、そうすると出ていくの非常に早朝になると。極端な話、6時ぐらいに朝出ないといけないといったときに、じゃあ、朝の食事はどうするんですかと。例えば家族を持っていた場合、家族を起こして、朝早く出るからふだんよりも明らかに1時間、2時間早く出ないといけないから、それを作ってくれないかといったら、大抵の方々はそういうことを言わずに途中で例えば何かを買って電車の中で食べていくと、当然そういうふうになると思います。同様に遅く帰られる方、極端な話、9時、10時に帰らざるを得ないと。これは公務の都合上、遅くならざるを得ないようになった場合、この場合でも全く同様だと思います。それまで家族の食事を用意をしておくとか、そんなことはまずないだろうと思います。途中で駅弁を買うとか、あるいは何か弁当を買って車中とかそういうところで食べていくとか、そういった方法をされていると思います。そういったもろもろについて、今回の条例の中ではきちんと明文化されていない、はっきりと分からないというふうだと思います。今言いましたように、早朝出発とか深夜帰宅、これをせざるを得ないような場合について、それについての割増しという考え方はありませんかということをお聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 公務により出張する者にとってはとてもありがたい御指摘でございます。出張への行程により早朝の出発あるいは深夜の帰着というパターンは少なからずあり、それに伴う食事の心配ということも確かに生じます。家庭によって早飯、遅飯の程度の違いはあるかと思えますけれども、そういうような心配も少なからずあるのかなというふうには思います。しかしながら、現時点におきましては、国家公務員の旅費支給の規定にもそのような早朝出発・深夜帰着に係る割増しの規定というものがございません。国に先立って導入というのはなかなか現実問題では難しいということで、将来的な課題ということで検討させていただきたいというふうに現時点では思っております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 先ほど来、ほかの質問でもありましたように、町の独自性というのがあってもいいんじゃないかなというところがありますので、そういった面については

配慮を検討していただきたいと。

併せて、次の項目として、今回の条例の第10条第3項ですね。そのところで片道100キロ以上、この場合の鉄道賃は要するに座席指定料金でいいですよというふうには書いてあります。その車両は座席指定しかないという車両の場合ではやむを得ないかなと思いますけれども、自由席のあるそういう車両であった場合は、一般的には自由席で旅費支給をするというのが通常ではないでしょうかということについて、どうでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほどの早朝出発・深夜帰宅に伴う割増しについては、町の独自性ということも検討すべきではないかという御提言をいただきました。そういう観点をもって、今後もしろいろな問題について取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、座席指定の件でございます。旅費につきましては、費用弁償という考え方ですので、自由席を利用し座席指定料金は不要であったということであれば、自由席料金での精算で良いかと思えます。ただ、目的を果たすための出張でございます。自由席で行けるかどうかの行き当たりばったりの旅程ではなく、あらかじめ計画的な旅程とすべきであり、その確実性を担保する意味での座席指定による出張、そして、それに伴う費用の弁償という意味での今回の改正でもありますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 一番想定されるのは、ぱっと分かるのは新幹線を利用した場合ということをまず思うんですけれども、例えばこだまを使いましょうといったときに、大体自由席を使うというのが普通じゃないかなとちょっと思いましたので、そういったことで質問させてもらいました。ちょっとこれも御検討をお願いしたいなということがあります。

それから次に、国内においては要するに大都会と地方、極端なことを言えば東京へ出張する場合、それから例えば岐阜県の開田あたり、要するに御嶽山の近くですね、あのあたりに行くと。そういうのを含めまして、大都会と地方では明らかにこれは宿泊料等についての諸物価が異なります。それからもう一つは、海外においてもしかり、先進国と例えば発展途上国、自分自身の経験でも欧米へ行った場合と東南アジアへ行ったのでは明らかにホテル代が違います。これらについて諸物価の格差が非常にある場合に、出張先の格差というのを配慮した、そういう宿泊料金等々についての区分はされないでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほどの座席指定の件でございますが、職員が東京へ例えば出張するという1人で動くような場合については、自由席が空いていれば自由席で行くということ。今現在、座席指定については旅費として支給されておられませんので、1人で行く場合、自由席が空いていれば自由席で。個人的に座席指定で確保しておきたいという場合は、自腹で対応して座席を指定してという対応をしておりました。例えば、議員

さんもそうでございますが、いろいろな議員さんを引き連れて視察等々へ出かける場合も、現時点では座席指定料金は公費として支出されないということで、全体旅費の中でやりくりをしていたかと思えます。そういうような状況を鑑みて、この件については監査委員さんのほうからも、今日においては座席指定料金は旅費として支給してもいいんじゃないかという御指摘をいただいている中での今回の対応ということで、その御提言をありがたく承って提案をさせていただいたという経緯がございます。報告だけさせていただきます。

それから、宿泊を伴う出張において、出張先の地域での諸物価の格差を考慮した宿泊料の区分が必要ではないかという御提言でございます。議員御指摘のとおり、国内外を問わず出張先によりまして諸物価の格差、それに伴う宿泊料の相場の違いはあるかと思えます。本条例で、宿泊料につきましては、地域における段階区分が現状ではなく、一夜1万2,000円というふうに定めております。私どもとしては、原則この額にて対応可能な宿泊先を確保の上、出かけるべきだというふうに考えております。ただ、議員に御心配いただきましたとおり、地域格差への対応といたしまして、当面は現条例にございますが、1万2,000円によりがたい場合で町長が必要と認めるときは1万5,000円という規定がございます。この規定を諸物価の格差に考慮した対応として、必要に応じて適用するというので、地域格差への対応ということで当面は対応していきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 冒頭にも話しましたが、あくまでも出張者、赴任者に個人負担をさせないというのが大前提という考え方に基づいて、いろいろ今後ともこの旅費の件についてはひとつ検討をお願いして、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ありがとうございます。出張するのは職員のみならず、行政関係者にお出かけをいただくこともございます。そういった場合に、出張していただく方あるいは職員に自己負担というようなことがなきよう、旅行計画をしまいたいと思います。ありがとうございます。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江徹君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 幸田町におきましては、現在も職員の方が千曲市あるいは島原市、また東京等へ赴任をするという、そういうことが続いてきております。そういう観点から多分出たんではなかろうかなということも思うわけですが、改めてこの移転料、着後手当及び扶養親族移転料、これを導入した理由というものについてお尋ねしたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回、導入の理由でございます。職員の遠方への派遣に伴います引っ越しにつきましては、これまで人事秘書課にて引っ越し業者の選定、契約、支払

いをしておりました。引っ越し料金の支払いにつきましては、後払いが可能な業者が限られており、なおかつ必要な時期に予算の範囲内で対応し得る業者を確保することが大変難しく、そこで今回、国、県、近隣市町を参考に引っ越し費用を旅費として支払うことができるよう条例を改正させていただくものでございます。また、これまでは赴任に伴って、新しい居住地で生活に必要な物の購入などの雑費について職員の個人負担となっていたため、それにつきましても国、県と同様に着後手当として支給するようになりたいというふうな御提案をさせていただいております。また、これまで赴任に伴う扶養親族の随伴の実績はありませんでしたが、今後、該当する職員があるようであれば、これも同様に着後手当も含めた旅費を扶養親族移転料として支給できるようにしたいという形で提案をさせていただいているものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この派遣というものが、最近多くなってきているような気がするわけでございます。以前、東日本大震災のときには、必要に応じて職員を半年間派遣したりとか、いろいろなそういう事例に基づいてあったわけでございます。基本的に幸田町の行政を回していく、その中におきましては、そんなに単身赴任とかそういうことが考えられない職場であるというふうに思うわけでございますが、いろいろな行政事情に対応する、そういうことから職員の研さん等も含めながら派遣をしていく事例というのが増えてきたというふうに感じるこの頃でございます。そうした点で、これまで派遣に伴う実績件数というのは、10年ぐらいでどれぐらい増えてきたのかお尋ねしたいのが1点でございます。

次に、旅費の種類の種類については資料を提出していただきましたので、まあ、分かりました。先ほどの藤江議員もありましたが、赴任に伴っての自己負担というのは、やっぱり原則きちんと公費で賄うべきだと私も思います。ですから、今回の件で自己負担を伴わずに十分支給される内容になっているのかということもお聞きしたいと思います。

つい最近の事例でございますけれども、この旅費支給条例が今回の上がる前は、例えば東京に赴任をしてきた職員の引っ越し、それも役場の職員が東京に出張したついでに家財を積んで帰ってくると、こういう涙ぐましい努力も目にしております。ですから、本当に大変なんだなというのは実感として分かっておりますので、その辺のところを、やはり十分今回の改正によって賄えるかどうか、この辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） これまでの派遣に伴う実績件数はということで、過去10年とおっしゃいましたけれども、申し訳ございません、近年の昨年と今年の実績のみ報告をさせていただきます。申し訳ございません。

昨年度、令和元年度につきましては、愛知県の東京事務所、滋賀県大津市にございます全国市町村国際文化研修所、それから長崎県島原市、それから経済産業省、それから被災地への派遣といたしまして、栃木県栃木市及び長野県千曲市で6人を令和元年度において派遣をいたしました。それから本年度、令和2年度ではございますけれども、同じ人の引き続きで、国際市町村文化研修所及び経済産業省、それから人を変えての長野県千曲市、そして本年度新たな取組としてのシティプロモーションの研修を目的とした

東京の民間企業への派遣、既にこれは終わっているわけですがけれども、合わせて本年度において4人を派遣をいたしたところでございます。

それから、先ほど藤江議員からも同様の御指摘をいただきました。自己負担を伴わないように十分出しているのかということでございます。

1点確認をさせていただきます。現状においても引っ越し費用が出ないわけではございません。引っ越し費用については、先ほどもちらっと触れさせていただきましたけれども、役場が直接引っ越し業者に委託をして、委託料として人事秘書課のほうで直接業者のほうへ引っ越し後に請求書に基づいて支払いをさせていただいているということで、引っ越し代が支給されていないということではないということはお理解をいただきたいと思っております。

旅費というのは、職務を行うために要する費用について弁償するという考え方の下、支給されるものでございます。したがって、自己負担した額について支給するものであるため、本来の業務における出張や派遣に係る通常の費用につきましては、基本的には自己負担させないだけの支給がなされているというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 先ほども言いましたけれども、自己負担を伴わないということが原則というふうであって、なおかつこうした旅費については、やっぱり、これは先ほども言われましたように、人事秘書課が所管をするということでございますので、きちんと適正にその引っ越しが行われるかどうかということ、またその金額が妥当であるかという、その辺はやっぱりつかんでいく必要があるというふうに思うわけでありまして、その辺の調整というのはきちんとやっていただきたいと思っております。やはり、公費で赴任をするから自己負担を伴わないからちょっと高めでもいいのではないかとか、そういうことではなくて、やっぱり、その辺の調整というのは役場のほうで担当してきちんとやるべきではないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回の本条例の改正に当たりましては、移転料等、また座席指定等々を含めて、出張する者については前向きな形での改正を提案をさせていただいているところでございます。そういう趣旨での改定に伴って、それが適正に執行されるというその管理については、人事秘書課のほうで適正に管理して見守っていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第56号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第57号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第58号議案の質疑を行います。

3番、都築幸夫君の質疑を許します。

3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） それでは、質問させていただきます。

G I G AスクールPCの今回の入札価格であります。東京理化器が落札されたわけですが、これは1台当たり幾らか計算いたしますと、税込みで8万1,780円でございます。これと同じ仕様のアイパッドを、これはメーカーでありますアップルでも市販されているわけですが、これは1台当たりですと5万8,740円ございました。私がそこで思ったのは、これをメーカーから直接買えば、2万3,000円安くなるわけですが、これをメーカーから直接買いますと小学校、中学校全部合わせると約1億円のコストダウンになるんじゃないかとちょっと思ったわけでありまして。なぜ入札価格とのこの2万3,000円の価格差があるのか、これについてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回購入いたしますタブレットPCにつきまして、議員の御質問のとおり、単体であれば今回の私どもの契約金額よりも相当お安いということは見れば分かるかと思えます。今回の契約に関しましては、タブレットPC本体に加えて、端末の管理用ソフトでありますとか、授業支援ソフト、それからデジタル教材、そのようなものが含まれているということ。それから、初期設定等の最初の設定等、そういったものが含まれているということでこのような金額になっております。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 了解いたしました。ソフトとそれから設定費用が含まれているという、それでこの値段差があるということで理解できました。

今、ソフトという話が出てまいりましたのですが、ソフトについてちょっとお伺いしたいのですが、やはりパソコンはハードだけでは何の役にも立たないということでありまして、優秀なソフトがあって初めてすばらしい働きをしてくれるわけでありまして。そういった意味で、ハードはもちろん重要でありますけれども、それ以上にソフトが重要だと思えます。今回のG I G Aスクール構想では、端末のハード・ソフトの仕様は各学校での活用を想定して、各自治体で決めなさいということになっているようでございます。そういった意味からすると、このソフトの選定というのは大変重要な作業ではないかと思うわけですが、このソフトの選定をどのように進められたのか、そして、どのようなソフトを選ばれたのか、これについてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） ソフトの選定に対する御質問でございます。

今回導入いたしますタブレットPCにつきましては、まず、そのPCの選定に当たりまして選定委員会というものを、情報部会の先生方からなる選定委員会を開きまして、導入するPCであるとか、それから導入するソフトが何がいいのかという実際に使う側の立場から御意見をいただいて決定しているものでございます。

それにより選定いたしましたソフトというのがSKYMENU Cloud、これは児童生徒のアカウント管理から画面共有でありますとか、プレゼン、ウェブカメラ活用とか、このような学習の総合支援ソフトになります。それからコラボノートEX、これが電子模造紙の共有、共同編集ソフトになります。それから、あとはブリタニカ百科事典、これは百科事典のソフトが入っている。このようなものが含まれているというところで、やっぱり現場の意見を取り入れての使い勝手のいいものということで選定をしているところでございます。また、このソフトについては、コラボノートなんかでは岡崎市で導入をされているものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 了解いたしました。今、岡崎市の話が出ましたけれども、今回、選定されまして発注されるソフトでありますけれども、近隣市町村でも、いろいろ今挙げられましたけれども、使われているものなののでしょうか。これについてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 近隣の状況でございます。SKYMENU Cloudにつきましては、近隣では蒲郡市、安城市、豊川市、碧南市、豊田市、稲沢市等で利用されているところでございます。ほかにもSKYMENU Classというような類似のソフトも合わせると、県内の8割近くの自治体で同様のソフトが使われているというところを確認しております。また、コラボノートEXにつきましては、先ほど言いました岡崎市に加えまして蒲郡市、豊橋市、新城市、名古屋市、日進市と、そういったところで実績があると。全国的にも5,000校以上の自治体が採用しているというところを確認しております。また、百科事典については通常のものでございますので、これは多くの自治体で採用されているものと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 今回、選定されましたタブレットPCは、GIGAスクール構想を進める上で大変大事な道具となるわけでありまして。今、説明いただきましたけれども、GIGAスクールPCの選定されたハード、そしてソフト、この辺についてはしっかりと検討され選定されたものと理解いたしました。今回のGIGAスクール構想というのは新しいことでありますので、これからいろいろなやってみると細かな課題等が出てくるかと思いますが、この構想がしっかりと進むようによろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） しっかりと活用をとということでございます。今回のGIGAスクール構想につきましては、もともと国が5年間をかけて整備しなさいというようなことでやっていたものを、それが本来でいきますと今年は2年目に当たるはずなんですけれども、御存じのように新型コロナウイルスの大発生によりまして、国が急遽今年度前倒しで全ての整備をするというふうに言ってきているものでございます。ちょっと導入があまりにも急過ぎて、その運用について私どもがちょっと追いついていけない部分があるわけでございますが、他の自治体等を参考にしながら、しっかりと活用できるよう

に進めてまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築幸夫君の質疑は終わりました。

次に、8番、藤江徹君の質疑を許します。

8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 今回のG I G Aスクール構想について、まず一番初めにお聞きしたいのは、その落札者ですね。これについてまずお聞きしたいと。今回は、東京理化器のほうで一応落札されたということですが、この頂いた資料を見る限り、まず一番初めに大きくはっと思うのが、他の業者は大半が1億8,000万前後に対して、この業者だけが約1億2,500万、非常に30%ぐらいの価格格差があると。非常にちょっと差があり過ぎるんじゃないかなというふうにまず感じます。

それから、もう一つ、入札参加者一覧表を見ますと、この東京理化器は営業年数25年等あるものの、資本金がこの一社だけが1,000万以下で約300万と。要するに、企業規模としても非常に小さめだなと、他社と比べてですね。それらをちょっと見てみますと、何が懸念されるかどうかということになります。それは、やはり購入後のメンテナンスですか。これについてかなり、本当に大丈夫かなと。機器の保証というのは、大体本体そのもののメーカー保証というのが大体ついていてから、そちらのほうはあまり心配はしていないんですけれども、それも含めてメンテナンスについて大丈夫かどうかということについて、まず、お考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、落札した落札業者の規模が小さいということで御心配かと思えます。今回落札いたしました有限会社東京理化器につきましては、本町のICT関係業務において多くの実績を持っている業者でございます。直近の学校教育の管理管轄業務においても、昨年度、中学校学習用コンピュータ、小学校のサーバー、それから今年度の教員用のノートパソコン等を落札し、適正に契約が履行されているところでございます。また、この業者につきましては、株式会社内田洋行の代理店でございまして、内田洋行というのは、最大手の学習教材商社でございます。その全面的なバックアップを受けての業務に当たるということで、私どもといたしましては、業務の遂行にあってはそういった大手の商社の支援が受けられるということで、緊急時の対応にも応じていただけるというふうに、今までの実績から考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 内田洋行については私も知っています。したがって、その名前を聞いただけで一安心というところもありますけれども、いずれにしてもメンテナンスのほうについては、よくよく申合せ等々をお願いしておきたいということと、それからもう一つ、今回の落札金額から契約金額がトータル的には1億3,739万ですか、この金額になっていますけれども、予算額は1億6,800万で見えますよね。要は、1人10万円と。ということで、非常に約3,000万円程度の大きい差が出てきています、予算額に対して。この背景は、この理由はどんなことでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 製品のサポートにつきましては、しっかり業者と連携をとって

まいりたいと考えております。

また、今回、落札金額が予算額と大きく乖離があるという御質問でございます。予算額につきましては、通常のパソコン、要するにタブレットPCを導入するに当たって、通常取引されている価格を参考に予算どりをしているところでございます。落札者であります有限会社東京理化器につきましては、これまでの入札経過、実績からも、幸田町での業務を重視する傾向が伺われるところでございます。今回の入札についても積極的に参加し、しっかり企業努力をしたものではないかと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 要は、幸田町が特別顧客になっているんだなというふうにはちょっと理解できました。これはある意味、これは非常に有利なことかなというふうに思います。

次に、今回こういうハード的な、要するにこういうパソコンをそろえてハード的な面で、さあ、頑張りましょうということで一応予算をとって、それを購入する。あるいは、ソフト等々を使えるようにしようということですが、この機器に対する仕様については、今の教員の方々は大体恐らくは使いこなせちゃうんじゃないかなとは思いますが、ただし、教育の形態ですね。従来の今までのこういうものなしでやってきた教育に対して、恐らく相当変わるんじゃないかなと。ということが、まずそういうふうに想定されます。要は、例えば30人、40人の子どもたちに対して1人の教員が、お互いに顔を見ながら今の状態はどうだろうか、理解したかなというのを常に見ながらやっていて、あるいは何か分からなかった場合には直接教員と生徒たちが会話で話しながら、その習得したかどうか、習熟したかどうか、あるいは今の状態はどうかということを常に教員はそういうことを見ています。そういったものが若干薄れてくるかなというのと合わせ、この教育形態が変わるんじゃないかということに対して、それに対する導入準備じゃないんですけれども、ハード的な面でこういう物はそろえましたと、ただし、そういう教育になったときにやり方が変わってくるから、だから、その違いに対してどういうふうに留意しなさい、あるいはこういうところを一定期間で、要は、まず、こういうことを試行してみて、それで問題があるからといったらすぐに緊急でそれに対して見直しをすとかね、そういったようなことが必要ではないかと思えます。したがって教育者に対して、要するに教員に対して、今回のこういうものの導入に当たっての変わっていきそうなことを予知しながら、いろいろなことを教育していくと、要するに指導をしていくと。教育者に対する指導、これについての対応についてはどのように考えてみえるでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるように、今までの顔と顔を突き合わせた子どもの表情を細かく感じ取りながらの授業からは、このGIGAスクール構想のようにタブレットを1台ずつ支給しての授業となりますと、若干今までとは形が変わってくるかと思えます。そういった時代の流れでございますので、そういったものに対応すべく、やっぱり教職員も指導の方法を変えなければならないと考えております。そういったGIGAスクール構想を始めとした学校へのICTの整備、これまでハードの部分を私ど

もは一生懸命積極的にやってきたわけでございますけれども、ICTを授業のどの場面でどうのように活用するのか、学習効果の高い授業を作るか、こういったものを積極的に考えながら、教育委員会といたしましては、学校の先生方がICT機器を活用した授業作りができるような研修、こういったものを随時始めていきたいと考えております。タブレットは一つのツールでございますので、今までのように児童生徒一人一人に寄り添い、教師と児童生徒が心を通わせるような授業作りに努めてまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） 今の答弁で分かりました。これからそういうことに対してかなりきちんとでき得る、完成に近いとか、要するに完成させるようにいろいろなことに手を打っていただければ、そういうふうに理解しました。いずれにしても、あくまでもこれに対して生徒がしっかりとよく理解して、生徒が何かこういう変わることの節目において落ちこぼれないように、100%の生徒がきちんとこれに追従してしっかりついてくるというようなことのために、例えば先行してどこか導入している一例でもいいですけども、そういうことがあれば、そういうところでの問題点がないとか聞き込みとか、そういうのを含めまして、対応のほうについては十分配慮しながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員の提言ありがとうございます。やはり、この機械に使われるのではなく、子ども本位の授業を目指してまいりたいと考えております。

こういったICT教育につきましては、お隣の岡崎市が全国的にも先進的な事例だと認識しております。そういった面で近いという利を最大限に生かして、岡崎市としっかりと連携した教育体制が整えるように、また連絡を密にしてまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江徹君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 国が進めるGIGAスクール構想、これは全て国の費用において整備をするというような方針でございました。昨年は校内LAN整備ということで、全て国費ということで整備を今現在進めてきたわけですが、今回のこのPC購入における国の補助額、これは予算書にも載っておりますけれども、少ないわけではございません。その辺において本来は国が全て負担をする、このスタンスには立たなかったのか。これについてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） おっしゃるように、LANにつきましては国の負担が大きかったわけですが、タブレットPCにつきましては、国の基準というのが端末1台当たり4万5,000円という基準でこの制度設計ができております。そうした中で、児童生徒数の3分の1については既に交付税措置をされているという国の考え方がございます。したがって、3分の2の数掛ける1台当たりの4万5,000円というもの

が今回の国から頂ける補助金ということになっております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） そうしますと、国の補助につきましては3分の2しか頂けないという、不交付団体においてはですね、というような考え方で全て整備をしなければならんという、例えば本来そもそもこのGIGAスクール構想というのは国が進めていくわけでございますので、それを自治体負担とすることについては非常に問題があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺は交付税措置ということでの対応ということであったわけでございますが、この辺についてきちんと国に対しての負担というのを求めるべきではないかなというふうに思うのですが、その辺はほかの自治体、不交付団体においてはいかがなんでしょうかということでございます。

それから、端末1台4万5,000円ということでございますけれども、今回、先ほど都築議員からもございましたけれども、ざっと割り返しますと1人1台8万1,779円という、これは全部含めてであります。そうした例えば授業ソフトとかそういうものは学習要領に沿ってやっていくわけでございますので、その辺のところは国の補助というのはないのかということでございますが、その辺についてもお聞きしたいと思います。

次に、タブレット端末の活用と保管でございますが、このタブレット端末を活用するに当たって、全ての学年で整備をされると来年度から本格的に活用が始まるというふうに思うんですが、この辺について児童生徒も初めて、教職員も初めてということでございますが、その辺がきちんと対応ができるのかどうかお尋ねしたいということと、この高額なPCを保管をするということで、人それぞれ扱いがいろいろあるかというふうに思います。この辺について、この保管をどうしていくのかということでございますが、その辺は1人1台持っておりますので、持ち帰るのか、それとも学校で保管をするのか、その辺のところはどういう考えで実施をしていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるように、私どもの自治体は不交付団体でございますので、交付税というものは残念ながら頂けないというところで、国が3分の1は交付税措置であると言い切っている以上は、ちょっと制度的にはなかなか難しいのかなと。しかしながら、やはり1台4万5,000円という補助基準額では到底整備ができないというところで、これは国、県等へ補助の増額要望はいたしているところでございます。なかなかほかの自治体においても、そんな潤沢な資金を持っている自治体はなかなかございませんので、そういったような各自治体とも要望しているというふうに聞いております。

続きまして、タブレット端末の活用から保管方法についてお尋ねでございます。

タブレット端末の活用につきましては、インターネット等を用いて、記事や動画等様々な情報を主観的に収集、整理、分析、このような学習でありますとか、推考しながら長文を作成していくとか、また写真、画像、音声等を用いた、そういった資料等を活用した学習。それから、体育や理科などの実験なんかにおいては動画撮影をしての編集やなんか、そういった活用があるのかなと考えております。こちら辺は、具体的には先

生方の情報部会でしっかりした細かいところはお決めになると考えておりますけれども。また、この高額なタブレットPCを1人1台貸与するわけですので、保管についても非常に心配されるところでございます。現状におきましては、各学年ごとに個別に1人1台貸与をすると、基本は最低1年は同じ同一端末を自分で使っていただくという、ばんたび変わるわけではないというような形になろうかと思っておりますけれども、そういった個人貸与になると。それで、各クラスに充電保管庫、電源キャビネット付の保管庫を各クラスごとに整備をいたしますので、そこで通常時においては充電しながら保管をするということになります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） このタブレット端末の取扱いについても大変じゃないかなというふうに思うんですね。先ほど言われましたように、体育等でも動画を撮るということであるならば、理科でもそうですが、例えば外に持ち出して撮影したり動画を撮ったりとかそういうことをすると、大きくなればさほど取扱いも問題なくできるでしょうけれども、やはり小さい低学年の子どもたちなんかだとそうした取扱いがなかなかうまくいかない、そういった場合はやはり壊れる可能性だってあるし、落とす可能性だってある。そうしますと、この耐用年数それから保証期間、これはどうなるのかということですが、その辺についてお尋ねしたいと思います。また、壊れた場合は、保証期間内は新しいものに交換してもらえるのかとか、そういう心配がございますが、やはり高額なそうしたパソコンを個々に貸与していくということで先生たちもびりびりしてくると、そういうことも余計ストレスも溜まりますし、その辺がどうなるのかなと思っておりますのでお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 映像撮影とかなんかでそういった持ち出すことを想定しているわけですが、全ての学年においてそういったことをやるかということ、やはり取扱いが不慣れな低学年というのは、おのずとそういった利用というのは避けるべきであろうと考えております。それでも不可抗力で落としてしまうとか、傷がつくとか、故障するとか、そういったことは当然あるかと思っております。そういった部分のサポートが心配であるという部分でございます。メーカー保証は、アップル純正保証が1年間ございます。その1年間についてはそのメーカー保証で対応させていただきます。また、それを越えた部分につきましては、今回、予備機も購入してございますので、その予備機で貸与することにより、その間に修理に出すというようなことを想定しております。また、耐用年数でございますが、一般的にタブレットにつきましては、税法上の法定減価償却期間というのは4年間でございます。しかし、本町における学校パソコン等の運用といたしましては7年を基本として今まで運用してきておりますので、今回購入するタブレットについても基本的には7年をめどにOSのサポート期間等を考慮しながら、更新期間というものをまた考えていきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 耐用年数4年のところを7年間はとにかく使っていくよということですが、そうしますと例えば小学校で言えば1年生から6年生まで、来年か

ら与えられるとなれば、1年生から6年生、それからもう1年あるわけですね。そうしますと、順繰り順繰り回していくというようなことなのか、それとも個人持ちで1年からずっと6年間使って、次の人はお古を使うとか、そういうふうになるのか。その辺はどのような対応をしていくのかなというふうにお聞きしたいと思います。

当然ソフトも入ってますので、その辺がやっぱりこの中にソフトを入れると、それが学年ごとによって変わってくるということから考えるとどうなのかなというふうに思いますので、その対応というのはどのように、個人が6年間保存するのか、それともどうなるのかということでございます。

先ほどの保管方法でございますけれども、クラスごとに充電保管庫へ入れておくということでございますが、学校にこうした高額なパソコン関係の機器が置いてあるということで、それが例えば、今までにもございましたけれども盗難とか、そういういろいろな意味での安全面というのがあるかというふうに思いますが、その辺の危険性というのはどういふのかということでございますが、それについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 私どもの想定としては、7年をめどに使っていただくということを想定しているわけでございますが、ただ、今回のタブレットが一度支給したらそのままずっと持ち上がって使用するとか、そういったことについては、ちょっとまだ現在は決定しておりません。これは、学校の先生方の情報部会の先生方の御意見で今揉んでもらっている最中でございますので、まだ現段階では決定ではないと。岡崎市なんかは、小学校4年生から上は個別に貸与したものをずっと中学3年まで持ち上がるというように聞いております。そのような対応があるということをご参考にしつつ、私どももどういった対応をするのかということはいっしょに検討してまいりたいと思います。議員がおっしゃるように、学年ごとに使うソフトが変わるということも想定できますし、様々な問題もこれから検討する中で出てくるかもしれませんので、しっかりと検討してまいりたいと思います。

それから、各クラスに保管庫、電源付きの固定のキャビネットに保管するわけでございますが、基本的にはこれは鍵付きの固定式の保管庫というところでございます。それでもセキュリティーが心配だということはあるかと思いますが、現状の学校全体のセキュリティーの中で対応というところで現在は考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、6番、黒木一君の質疑を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） ただいま各議員からいろいろと御質問がありましたけれども、僕の質問事項はそれに全て網羅されておりますので、一、二点お願いをしておきたいと思えます。

まず、導入前の教師の方々それから児童に対して、事前教育というか研修ですね。ちゃんとやっていただいて、平等に各学校がそろそろような形でスタートしてほしいということが1点です。

もう1点は、公共の物を生徒さんに貸与するわけですから、これを機に一つのしつけ教育の物を大事にするということを同時に教育していただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 導入に当たって、各学校ごとのずれのないように平等に取り扱ってほしいということでございます。議員がおっしゃるとおり、この導入にあっては、今回は契約案件を上程させていただいております。また、次の議案では、残りの学年の部分の補正予算も計上させていただいております。私どもの計画といたしましては、まだ入札前から物を申したいかいかんかもしれませんが、年度内に全ての学年のタブレットPCを整備したいと考えております。そうした中で、同時に各学校に配備をするという考え方に立っておりますので、入ったところから順次というような考えではございませんで、その平等性は担保してまいりたいと思います。

また、物を大切に作る心の教育というような御質問かと思えます。ともすると自分の物でなければ乱暴に扱ってもいいやとかいような風潮はあろうかと思えますが、そういった部分については、学校教育の中で、やはり物の大切さという教育は努めてまいりたいと思いますので、これも先生方にはしっかりお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 私からは、様々、今、議論が分かりましたので、おおむね理解をしているわけですが、数点だけ補足で聞かせていただきたいと思えます。

まず、GIGAスクールPCの今回は運用についてと書かせてもらいましたが、1番目の質問のところは今回の購入についての部分になります。購入方法、(3)のところには買取りによると書かれております、いま一度、買取りとした理由、例えばレンタルですとかリースと比較したときの使用面でのメリット・デメリットがいろいろあると思うのですが、その辺を中心にメリットとデメリットをいま一度教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 購入とリースの比較でございます。最近、本町は購入がメインでこういったパソコンについては取扱いをさせていただいているところでございますが、まずリースとした場合につきましては、この契約は通常は物品の売買契約で落とした金額に、その費用をリース期間で分割して、その金利と手数料が上乗せになるわけでございます。ですので、トータル的にはほぼ買取りよりも高くなるというところ、こういった価格面での差が一番の理由かと考えております。ただ、買取りとリースの場合は、イニシャルとランニングのバランスが変わってきますので、買取りとした場合はイニシャルコストが単年度でぼんと上がります。リースにした場合は平準化されるということがあろうかと思えます。そういった部分ではリースのほうに分があるかと思えますが、総トータルの費用を考えますと、やはり買取りのほうにメリットがある。今、幸田町が一時的な負担が耐えられるのであるならば、そういった方向でというようなことで今回も

買取りとさせていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） メリットの点は、私もそういった面では理解をします。トータルで見たと時のコストがやっぱり安いほうを軸足に考えるべきだと思っていますので、そういった面でいいかと、今のお話であれば妥当性があるのかなと考えます。

それから、2つ目ですが、今回、先ほどのお話もありましたが、小学校の1年から4年と中学校2年から3年の部分も今年度の予定にするということで、この議案関係資料にも書かれております、先ほどの答弁もありました。そういったところも含めまして、全小中学校に整備を完了した後の機材更新の考えですとか、維持管理費用、それから、あとその費用を抑制する取組なども当然考えていかないといかん大きな部分かなと思っています。今回は小学校5年・6年・中1の1,680台の予算を見ていくということですが、先行きを考えればこういったところもありますので、そのところの考え方を、先ほどいろいろと答弁にありましたが、かいつまんで単刀直入にお知らせをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員お尋ねのように、本年度、今回の補正分も含めまして、3月末までには全てのタブレットを整備するという考えでございます。したがって、令和3年度から全学年児童生徒に一斉に貸与ということが始まるわけでございます。そうした中で耐用年数であります4年を越えて、本町としては7年使っていくというような計画でございますが、そうしますとまた7年後に大量の支出が発生するという、そういったことが想定されるわけでございますので、こちら辺は財政当局と検討をしながら、こういったバランス感覚をもって更新をしていくのかということは考えていきたいと思っております。そして、まだまだ幸田町は新規に住宅等が建ち上がっておりますので、そうした児童が増えてくるという要素もございます。当然ながら、増加分については追加で購入をしていくというような形になるかと思っておりますので、できることならばクラスとなるクラス単位ごとのような一括した新しい物を貸与するというような、そういったような形での、クラスによって耐用年数がばらばらになるような煩雑な管理は避けたいと思っておりますので、こういった形で今後やっていくのかというのは今即答できませんが、しっかり検討してまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ありがとうございます。内容につきましてはしっかり理解をしたつもりです。その上で少しお願いというか、要望になりますが、先ほどのこれからの運用のところは今検討を進めるということで、お願いになります。今回40台の予備機ということですので、計算しちゃいますと、各小学校の学年ごとに1台ぐらいが準備をされて、1台壊れてもそれと交換をして修理に出すというような形になるかと思うのですが、町内で40台しかないことを考えると、同時に何台か壊れる可能性が取扱いの面では発生するかと思うんです。そうなった場合には、各小学校で分散して持つよりは、町でまとめて40台持っていて必要なところに的確に渡してあげるといったような運用をしたほうが、まず40台の中での運用はやりやすいんじゃないかなと考えますので、そういっ

たところも含めて検討いただきたいということと、あと先ほどの生徒の上限ですね。

(3)の3つ目の質問に入れたのですが、これから生徒が増えてきたときには端末台数が足りなくなる。そうすると、新しいモデルと古いモデルが混在する学年がいずれか出るのではなかろうかと思えます。OSが変わらないということ言えば、タッチするパネルの中は一緒にやれるんですが、物の大きさですとかスイッチの配置等々がハード的に多分変わる可能性が先行きあるかなと思えますので、先ほどおっしゃってましたという運用をするかの中では、そういったところで煩雑にならない、先ほどの答弁のとおりですが、煩雑にならないような管理をなるべくこの情報委員会の中でしっかり実情を出していただいて検討いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるように、予備機については、そうふんだんに御用意しているわけじゃなくて、必要最小限と申しますか、そのような対応をしているわけでごさいます。議員がおっしゃるように、教育委員会で一括管理してはというところはあろうかと思えますが、急遽現場で壊れてすぐ替えてあげたいとか、そのようなこともあろうかと思えますので、ある程度は学校で持つておくほうがいいのではないかなと考えております。これも情報部会の先生方の御意見を尊重しながら、こういった予備機の取扱いについてもしっかりと検討してまいりたいと思えますが、できる限り効率的な運用に努めてまいりたいと思えます。

それから、あとモデルチェンジ等そういった場合に、クラス、学年で違っていると非常に困りますので、それは例えばクラス単位では絶対に変えないとか、学校の規模にもよりますが、1クラスの学年もあろうかと思えますので、そういったところに集中して新モデルを入れてみるとか、そういったような対応でしっかりと煩雑にならない管理に努めてまいりたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、昼食のため休憩といたします。午後の会議は1時から再開いたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第59号議案の質疑を行います。

3番、都築幸夫君の質疑を許します。

3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） それでは、質問させていただきます。

15款総務費、10項総務管理費の三ヶ根駅エリアスタンプ事業について質問させていただきます。

この事業は、コロナ感染症対策の施策の一つとしておりますが、コロナ感染対策とは関係ないように思われます。そこで、このスタンプラリー事業についての内容について

説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、三ヶ根駅エリアスタンプラリー事業のことに关しまして御質問をいただいたところでございます。

現在、この事業につきましては、社会情勢におきましてコロナ禍と言われる中でございまして、様々な施設におきまして現在利用の自粛ですとか制限、こういったものが行われている状況であると。そして、このことからとか沈みがちになってしまっている地域をもっと活性化させていくべきであるという考え方に基きまして、特にこれを三ヶ根駅エリア、ここに特化いたしまして歴史的な施設への訪問者が、これも減少している状況でございますので、そういった方々を取り戻す手だての一つといたしまして、スタンプラリー事業を新型コロナウイルス感染症対策の施策の一つとして企画するものでございます。

具体的な内容というものでございますが、まず三ヶ根駅エリア内に建立しております神社・仏閣などに、これは当然そのところの同意を得た上でスタンプ台を設置しておくということでございます。そして、利用者は神社・仏閣などをめぐりながら、参加者がスタンプを3つ以上集める、こういった周遊スタンプラリー方式で実施したいというふうに考えております。なお、参加者につきましては、特典といたしまして、後日、深溝辞典ということで、これは三ヶ根未来工房で作成したものですけれども、こういったものですか、マスクなど、また1,000円相当のこれも三ヶ根駅エリア付近なんですけれども、施設利用又は飲食店で利用できるような地域支援割引券などを送付させていただきます。そして、さらに毎月1名の方に抽せんで三ヶ根駅エリア内にありますやまびこ豚セットということで、1万円相当の品を抽せんの上お渡ししたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 今の説明で、三ヶ根駅エリア内の神社・仏閣などの施設をめぐるとスタンプラリーということでございます。それでは、なぜこの事業がコロナ感染対策の施策の一つと言えるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） なぜ、コロナ施策の一つかということでございます。これにつきましては、この施策だけを取り上げるとなかなかそのようには見えない部分もあるということではございますけれども、直接これは確かにコロナ感染症に対して何か対策をするものではございませんが、いまだに感染症の影響下であるということではございまして、そういった中におきまして新たな日常、新しい生活様式、こういったものが今提案されているということの中から、現在、ステイホームから身近な地域に出てみようというようなことをこの事業は呼びかけていくものでございまして、それによりましてスタンプラリー、それによるウォーキングなどもこれは当然していただくことになるというふうに思っておりますので、そういったことに取り組んでいただく中で、心身の健康を増進させて免疫力を高めるような生活習慣を作っていくような効果を期待して実施していきたいと思っております。そして、また同時に、三ヶ根駅エリアの歴史的施設等を再

発見するような、そのために人を多く集めていくということで、そういったものを捉えながら地域を活性化していきたいという、そういった機会にもしていきたいという考え方があるということで、コロナ対策として考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 分かりました。今の説明では、ステイホームからウォーキング運動により免疫力を高め健康になって、そして三ヶ根駅エリアの施設等を再発見してもらうということでありますが、では、なぜ三ヶ根地区に限定されたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） この事業につきましては、当然この取組区分が全町的に行うということの考え方もあるわけではございますけれども、今回につきましては対象地域としての限定ですね。特に対象者を絞るというものでは決してございませんが、地域を三ヶ根地域において展開したいということでございます。これにつきましては、昨年度から三ヶ根駅エリアの活性化ということで本町としても取組をさせていただいておりまして、本町は4月からスタートアップ研究所ということでコミュニティホームの2階に施設を設置して、地域の活性化に努めているというところでございます。そして、またこの三ヶ根駅エリア地域には歴史・観光の玄関口ということもございまして、本光寺等の神社・仏閣を初め、郷土資料館や深溝断層など様々な歴史的な施設があるということもございまして、スタンプラリーに適したような地域ではないかというふうにも考えております。そして、先ほどお伝えさせていただきましたけれども、この事業を特に推進するための機関といたしまして、三ヶ根未来工房というものをぜひ活用していきたいという考え方もございますので、深溝地域というものの中におきます魅力的な飲食店、事業所なども自らの足でいろいろ協力店などを頼んで事業を推進していきたいという考え方もございますので、今回は三ヶ根駅エリアに限定をさせていただいた事業として今考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 三ヶ根地区は様々な施設があつて、スタンプラリーには適しているということでございます。今回の企画は、ウィズコロナの中での新しい試みの企画ではないかと思えます。今回のこの企画の成果を今後どのように生かしていこうと考えられているのでしょうか。この辺についてちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今回のスタンプラリーということで実施させていただくものに関しましては、やはりコロナウイルス感染症、こういったものの流行に伴いまして、三ヶ根駅エリア内の歴史的施設等への訪問者が減少するという中にありまして、その訪問者を呼び戻したいという、そういったことでございます。ですので、今後この地域で、今回の取組は年度内ということではございますけれども、完結していきたいというふうに思っておりますけれども、こういった内容を事業の実績を把握して分析をいたしまして、地域おこしや地域づくりにこういった手法が有効なのかどうかというようなことも検証しながら、他地区においても横展開ということでは可能であるというふうに考えて

いるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 先日の一般質問で、足立議員からの一般質問がございましたけれども、こういったウォーキング等の森林浴や歴史探訪をしながらのウォーキングは心と体の健康が期待できるということでございました。このウィズコロナにおきまして、今回の企画がそれに当てはまる企画ではないかなと私は思います。今回の企画がウィズコロナ、アフターコロナにおきまして地域おこし、地域づくり等のいろいろなイベント等のモデルケース、参考になればいいのかなというふうに私は期待しております。この辺はどう考えておられるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 議員がおっしゃられますように、この事業がウィズコロナ、アフターコロナ、こういったことを今後はやはり念頭に置いていかなければ、地域づくりが進んでいかないというふうにも思っているところではございますので、これも一つの試みといたしまして町が行ったスタンプラリー事業の有効性を検証しながら、今後の地域づくりのモデルの一つとなるように努力していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） どうもありがとうございました。この質問については以上で終わります。次に、25款衛生費、10項保健衛生費、医療機関支援金について質問させていただきます。

今、全国では、コロナの影響で6割以上の病院が赤字だそうで、特にコロナの患者を受け入れている8割以上の病院が赤字だそうでございます。藤田医科大学岡崎医療センターもコロナ感染症によって経営に影響を受けているということでございますが、どの程度を受けているのかお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 藤田医科大学岡崎医療センターは、4月の開院以降、新型コロナウイルスの影響を受け、非常に厳しい経営状況となっております。皆様御存じのとおり、クルーズ船の陽性患者を開院前にもかかわらず受け入れたことにより、開院が遅れ、患者数は入院、外来共に想定を下回っているところであります。病院としては、紹介患者数を増やすべく地域の医療機関を回り、患者数確保のために取り組まれておりますが、現状の損益は予算を大幅に下回る損益状況となっております。

4月から7月までの4か月間の入院患者数は、予算比48%の減、外来患者数は、予算比77%の減となっております。一方で、患者受入れ態勢維持に必要な人件費等の固定費については大幅な減少が見込めないことにより、損益のマイナスの状況が継続した状態となっているそうです。赤字額については、先ほど申しました4か月間、4月から7月の累計で十数億円にのぼっております。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 大変な状況にあるということが理解できました。藤田医科大学岡崎医療センターへの支援金であります。この支援金5,000万円についての算定根拠

についてお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 支援金5,000万円の根拠についてのお尋ねであります。

県内の病院に対する支援として、例えば近隣の刈谷市では、地域医療の中核を担う医療法人豊田会、これは民間法人でございます、刈谷豊田総合病院に対しまして経営支援として2億円の追加の補助、また西尾市では同様に、経営が悪化する市民病院に対しまして支援費として3億円を計上、また瀬戸市におきましては、病院事業収益が悪化している公立陶生病院組合、この病院につきましては一部事務組合でありまして、瀬戸市、尾張旭市、長久手市がそれぞれ負担金を出して運営をしているものでございます。これらに対しまして経営資金の不足を防ぐため、7億6,000万円の増額を計上しているとのことであります。本町としましては、財政的にそこまでの支援は困難と考えております。先ほどのとおり、病院の経営状況等をお聞きしまして、本町として財政事情を考慮し、できる限りできる範囲での支援を行うものであります。町としての姿勢を示す第一歩としたいとの思いで支援を行うものであります。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 支援金5,000万円は、町としてできる範囲の支援を行うということでありました。

藤田医科大学岡崎医療センターの位置づけでございますが、岡崎市南部そして幸田町の基幹病院としての協定を結びまして、その役割を担っている病院かと思えます。そういった意味から、支援につきましても岡崎市、幸田町でそれぞれの応分の負担で支援すべきものかと思うわけでございます。今のところ、岡崎市からの支援については伝わってはまいりませんが、その辺について岡崎市とは協議をされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 藤田医科大学岡崎医療センターの位置づけですが、岡崎市南部、幸田町の基幹病院としての協定を結びまして、その役割を担っている病院であります。その意味から、医療センターへの支援に関する岡崎との調整につきましては、かなりの時間を要すると判断し、協議を行っておりません。病院の経営状況をお聞きする中、病院が最も苦しんでいる、支援をしている今だからこそ時期を逸することなく、本町として支援をすべきと考えております。したがって、町独自の判断で支援をしていく考えであります。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 分かりました。今回の支援は幸田町単独の支援のように見えます。

ただ、コロナ対応は当分続きまして、こういった支援がまだあるのかも分かりませんが、もしあるようであれば、幸田町及び岡崎市と藤田医科大学岡崎医療センターとの関係が分かるような形での支援にすれば、町民の理解が得やすいのではないかなと思うわけがあります。その辺についてはどう考えられているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） もっともな御意見であると思えます。今後もコロナウイル

スとの戦いは続くものと思われま。そうなれば、藤田医科大学岡崎医療センターの支援の在り方につきましては、今後、引き続きしっかりと議論し、分かりやすい形で支援を行うことも必要であると思ひます。

藤田医科大学岡崎医療センターは、24時間365日患者を受け入れる、本町にとっては初めての地域待望の救急病院です。平日だけでなく、日曜・祝日の当直医療機関としても終日対応が可能です。藤田医科大学岡崎医療センターのほか二次病院としましては、北斗病院、宇野病院、岡崎南病院の3院がございますが、例えば8月における対応を見てみますと、月3日から月5日となっており、時間も限ったの対応となっております。また、開院から8月までの救急搬送の状況を見ますと、4月が23件、5月が65件、6月49件、7月61件、8月69件と、合計267件の実績となっております。搬送率は50%近くに及んでおります。これらのことは、町民の皆さんの心と体へ安心を与えてくれるものです。

さらには、新型コロナウイルス感染症の患者が管内で発生した際にも、まずは二次医療圏で入院調整を行うことが原則となっております。藤田医科大学岡崎医療センターがその役割を果たすこととなります。これから冬を迎えます。感染第3波という最大の山場が来ると危惧される中、十分な医療体制を整えていただき、医療崩壊を招かないようにすることが必要です。

今後の対策として、一番重要なのは病院であるといえます。御存じのとおり、昨年8月、本町は本町単独で藤田医科大学と医療・保健・福祉分野に係ります連携と協力に関する協定を締結しております。今後、地域医療の充実、地域の健康づくりの推進を連携・協力して進めていかなければならないと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 単独支援ということもあり得ますので、少し歴史的経緯について補足説明をさせていただきます。

部長答弁のとおりであります。そもそもこの藤田医科大学病院岡崎医療センターについては、岡崎の区画整理の中で岡崎市さんのほうで単独設置というようなお話があつて、私どもは建設がいよいよ始まるという段になつて、岡崎市さんのほうから建設費を幸田町さんも負担しないかというお話が始まったわけでございます。もともと最初から岡崎の地に藤田医科大学病院を誘致するかという最初からの話が全然あつたわけではありませ。初めて話をされたときに、前任の大須賀町長さんの英断で、これは負担すべきだと、建設費についても負担していくべきだというお話の英断をされております。その関係もありまして、実は、私はこの岡崎医療センターが幸田の負担でできたときの開設に当たりまして、本当ならば藤田医科大学病院岡崎幸田医療センターという名前にしたかったです。でも、残念ながら最初から関わっていないので、登録事務だとかいろいろ登記の関係で、実は、病院サイドはそうもできる可能性はあつたと言つていただきましたけれども、もう無理でした。そういった意味で、負担をさせていただくことによつて、幸田町は少し病院経営に対して、今後の運営に対して物が申せるようになったということで、私は一番これから幸田町にとって大事なものは、救急医療ですごく今助かってますけれども、今後、大学病院として福祉と医療が合わさつた形で展開していく、先ほど部

長が言いました地域医療の中心的存在にならなくてはならないです。今後、高齢化になったときに、ある程度病院までおれますけれども、治療が終わった、もうこれ以上の治療はできません、戻って介護とリハビリしてくださいということがどんどん多くなりますよね。そうすると、今の医科大学病院はリハビリがすごい専門を持っています。なおかつ福祉医療の分野でも事業展開されたいそうであります。やっぱり、町民の方々にとっても病院を追い出されたら、ちょっと失礼な言い方ですけど、病院としての医療はもうできない、リハビリをしながら長期医療を自宅でやらなくてはならないという家族の方が物すごく多いです。高齢者の方以外でもそういう病気をお持ちになった方がいると思います。そういったときに、やっぱり福祉医療の観点で介護だとかリハビリみたいなものを大学病院が一体となってやっていくということで、部長も言われましたように、幸田町は単独で藤田医科大学と幸田町との連携と協力に関する協定を結んだわけです。これは岡崎さんは結んでないんですよ。だから、何とかこの福祉医療の分野において、幸田町としてもこれだけ病院の建設費を負担させていただいた以上、地域の要望を受け止めていただくための私は代弁者となって直接物が言えるようになったということでありまして、実は、先ほど経営が赤字になっているのは全国的に病院は同じであります、コロナの関係であります。なおかつクルーズ船の関係で患者を受け入れたために開院が遅れました。これはもっともでありますけれども、だったら厚生労働省なり病院がもっともって経営理念で町の負担を求めなくてやっていただいて結構なんですけど、そうじゃなくて先ほど言いましたように、協定の締結が幸田町単独であるし、地域医療の拠点としてこれからやってもらわないといけないので、私は幸田町単独で物を申して、岡崎市さんを通して、幸田町のことでこんなことを言いたいんですけど、岡崎市さんが幸田町の代わりに言ってくださいませんかと言ってたら、全然効果はないです。今後、病院経営が赤字になったときの要請があったら、必ず岡崎市さんのほうを通じて、幸田と岡崎でどうするんだということはありませんけど、今回は幸田町単独で部長が申し上げましたとおり協定なので、災害応援協定もそうです。激甚な被害を受けた場合は、見舞金だとか、ある程度お手伝いをしなくてはならないので、その金額が5,000万円が妥当かどうかいろいろ議論をいただきたいわけですけども、実は単独で支援をする可能性はこれからもあるし、その背景にはそういった事情もちょっと歴史的にあるということを、ちょっとすみません、私のほうから申し添えさせていただきました。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） どうもありがとうございます。ちょっと何と答えていいかわかりませんが、よろしく願いいたしたいと思います。

先ほどの部長の答弁でちょっと疑問がありましたので、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の患者が管内で発生した際にも、藤田医科大学医療センターでその役割を果たすという、そういうふうに言われましたけれども、幸田町民がコロナに感染したときに、幸田町は西尾市の保健所管内であります。管轄の異なる岡崎市の藤田病院で対応していただけるのかといったような、ちょっと疑問に思いましたので質問させていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの答弁で、藤田医科大学岡崎医療センターがその役割を果たすといったことについての御質問であります。

新型コロナウイルス感染症の疑いがある方を救急搬送する場合、本町の管轄である西尾保健所の判断におきましてその搬送先が決まることとなります。時には、県を跨いで県外へ搬送されることもあります。こうした場合、藤田医科大学岡崎医療センターはPCR検査が自前でできること、それから救急医療圏である岡崎・幸田は西三河南部東医療圏と言っておりますけれども、搬送可能な、また入院も可能な病床確保もされております。その意味において、その役割を果たすと答弁をさせていただいております。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） ありがとうございます。了解いたしました。安心いたしました。

以上で、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築幸夫君の質疑は終わりました。

次に、11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 私は、小学校の修学旅行のキャンセル料350万円についてお聞きします。

修学旅行の実施に当たっては、事前の下見が必要であると思われまます。特に今年度のような新型コロナウイルスの関係から教職員の下見が必要であると思ひます。今回のような突然のキャンセルはどのように対応されたでしょうか。その実態とその経費もこの金額に含まれているのかお聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 修学旅行のキャンセル料についてでございます。修学旅行につきましては、現時点では予定どおり実施するかと考えております。今後、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、各学校でキャンセルするかどうかの判断を行うわけでございますけれども、今、各学校が旅行社に直接頼んでいるわけでございまして、その旅行社によりけりでございますが、何日前からキャンセル料が発生するかというような規定が各社違います。そうした中で保護者等の連絡等を考えますと、おおむね15日前ぐらいには最終判断をするのが一番混乱が少ないというふうに考えておひまして、それをめぐりに今現状では判断をしているところでございます。今現状では、突然のキャンセルというのはないわけでございますが、もし仮に修学旅行直前でキャンセルが発生した場合につきましては、修学旅行のキャンセル料として保護者の負担相当分を公費で賄うという考え方でございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） はい、分かりました。まだ決まってないわけですね。学校の判断でこれから決まっていくということだと思います。旅行社によってそれぞれキャンセル料が違うということで、これはあくまでも予算ですので、その対応に備えての話だと理解いたしました。

次に、三ヶ根まちづくり推進費についておひします。

三ヶ根エリアとは、どの範囲を示すのか。プラス近隣市町とは、形原や西浦も含めて

いるのか、いないのか。いないならその理由をお尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） すみません、先ほどの議員の質問の中でちょっと答弁漏れがございました。学校の教職員が下見に行く場合についてのキャンセルについて、たしかお尋ねがあったと思います。

学校の教職員につきましては県職員でございますので、基本的にそういった旅行費用については県費が充当されてございますので、そこだけ補足させていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 三ヶ根駅エリアのことについてのお尋ねということでございまして、今回このスタンプラリーにつきましては三ヶ根駅エリアという形で進めていきたいというふうに思っておりますけれども、三ヶ根駅エリアスタンプラリー事業の実施範囲ということにつきましては、三ヶ根駅を起点といたしまして、基本的には徒歩で周遊していただくようなことを考えていきたいというふうに思っております。そして、スタンプ台等の設置もその範囲内で行ってきたいというふうに思っておりますので、これはおおむね深溝学区という考え方になるということでございます。

そして、また地域支援割引券につきましては、これも確かに一部蒲郡市内の誘客施設も含めて利用可能としていきたいという考え方であるということでございます。これにつきましては、やはり深溝地区が蒲郡との関わり合いが人の流れにつきましても深いというようなこともございます。そして、観光の中におきましては、町内を訪れた後、蒲郡のほうに向かわれる方、そういった方の流れもあるということもございますので、一部そういった流れも踏まえまして、蒲郡市内の施設もちょっと含むという考え方でいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 分かりました。

この地区は1人の職員さんを常駐させ、まちづくり研究会では、駅の南北にイルミネーションの事業を実施しています。この事業は、具体的な着地点はこの事業とつながりがあるのかどうかお尋ねします。今までの自己評価は、この事業とどうつながるのかもお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 先ほど御説明させていただきました、この事業におきましては、本年4月より行っております三ヶ根駅未来工房スタートアップ研究所、こちらのほうが実施主体としてこの事業についての制度設計から実施について取り組んでいるところでございます。ですので、確かに一面このスタンプラリー事業も取組の中の一つではあるわけですが、やはり全体的な深溝地区の活性化ということにつきましても取り組んでいくことでございますので、その中には先ほど議員も申されましたように、駅の東西の例えばイルミネーションのものにつきましても関係ですとか、そういった様々な学区に関わるものについても関わってきたいというふうに考えているところでございます。ですので、地域の皆様が気軽に立ち寄れるような施設運営をしていながら、この事業について進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 私は、この地区を本当に活性化するために先人の人たちが一生懸命努力をしておられるので、イルミネーションとかスタンプラリーの話をしているわけではなくて、今後この地区をどういうふうに指導し、進めていくのかということをお聞きしているんです。よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） もちろん地域を活性化させていくための手法の中の一つとしてスタンプラリーというものがあるというふうに考えているところでございます。特にスタートアップ研究所、こういったものを特に町の職員が自らそっちの地区に常駐する形でこの事業を進めていくということでもありますので、町としても三ヶ根駅周辺の地域につきましての地域の活性化を図っていくということに対しては力を入れていきたいという、そういった考えからこういったことを行っているというところではございます。もちろんそういったものが研究所だけではできるものではございませんので、深溝のまちづくりの研究会とか、そういった様々な地域の方々いろいろな課題も出しながら、去年は様々なワークショップを行いながら、地域の人々が例えば駅を中心としたまちづくりをする場合にどのようなことが課題になってくるのかというようなことも、東京の事業者を依頼をいたしまして、1年かけてこういった集約をしてきているところでもございますので、そういった成果を今後生かしながらこの地域を活性化させていく、ちょっとなかなか具体的なところがあれなんですけれども、そういった方向で今進めているところであるというふうにお伝えしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 私は、三ヶ根駅前に町が購入した土地がありますよね。その有効活用をどうされるのかなということを聞きたいんですよ。よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 確かに地域の活性化のために三ヶ根駅の里側の土地を町が購入した上での活用ということだというふうに思っております。もちろん今すぐにこれをいついつまでに何に使うというようなところまでは、ちょっと今は具体化はしていないというふうに思っているところではございますけれども、駅を中心とした活性化を図っていく上で、この土地は本当に有効活用すべき土地であるというふうに思っております。ここに何かいろいろな拠点となるような施設で人が集まっていくようなもの、こういったようなものができていくことが、やはり地域の活性化につながっていくものであるというふうに思っておりますので、このものについての有効活用も当然考えていき、事業のほうは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 発言者に申し上げます。ちょっと今の議題とは外れかけてきておりますので、注意して発言をよろしくお願いします。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） これでやめます。

次に、マスクの配布の事業がありますね。これを計算すると、1人当たり2,220円になります。このマスクの配布は、1人何枚配布するのかということをお尋ねします。

マスクは日本製なのか外国製なのか、郵送料を含めて、現在の市場価格と比べて妥当なのかということをお尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） マスクは75歳以上の高齢者の方へ、1人当たり50枚の配布を予定しております。

マスクが日本製か外国製かにつきまして、日本製はまだ市場に十分出回る状況ではありません。

購入の仕様に当たりましては、特に生産国について指定する予定はございません。なお、先月、庁舎内におきまして入札により購入したマスクはフィリピン製でありました。

配布時期は11月を予定しておりまして、これから寒い時期を迎えるに当たり、新型コロナウイルスやインフルエンザ感染症対策としてお使いいただきたいと思っております。年末年始における感染症対策として、約2か月間使用できる枚数といたしました。

マスクの金額につきましては、積算上幾つかの業者から見積りをとりまして、高いものから安いものまであるわけですけれども、その平均をとりました。それから、1パック50枚入り、2,000円のため、税込み1枚当たり44円で計上しております。なお、先月の8月、先ほどのマスクを購入した際には今回の計上の額以内で購入できておりまして、妥当な価格と判断しております。

郵送料金につきましては、郵便局でレターパック1通520円のものを用います。配達完了したかどうかを追跡ができるものとなっております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 次に、新型コロナウイルスの感染者、幸田町6人、全国で508人、愛知県21人という発表がメディアでありますけれども、こうした幸田町6人という感染者の情報はどこから得ておられるのかお尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員が今6人ということで、この6人目が出てからは、しばらく今は感染者が出ていないということで落ち着きを取り戻しているところであります。

現在、新型コロナウイルス感染症の患者に係ります市町村への情報提供、こちらは平日・休日を問わず毎日愛知県の西尾保健所から行われております。連絡のタイミングとしましては、午後5時頃に愛知県の記者発表前の段階で情報提供がされております。当日の記者発表後の夜、愛知県の感染症の対策課がホームページに掲載をします。内容としましては、症例番号、年代、性別、居住市町村、海外渡航歴、発症日、陽性確定日、症状、感染経路等の特記事項と9項目となっております。それ以外の情報、例えば感染者のその後の容態等につきましては一切公表がされないこととなっております。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時53分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 私からは、補正予算の関係資料36ページ、20款民生費の後期高齢者医療事業費ですね。この1,206万円の後期高齢者にマスクを支給する予算であります。これはさきに頂いた資料を見ますと、50枚入り1箱2,000円で4,600人分という計算があります。そして、今回の資料の中にも郵送料としては3,500通で、配布する人数は4,600人で、この郵送は3,500ということですので、その差が1,100人分あると思うんですが、これについてはどういう配布をされる予定でしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 郵送以外のマスク1,100人分の配布方法についてのお尋ねであります。

1,100人分は、配布対象者が一世帯に2人又は3人いる世帯もございます。郵便局専用のレターパック1通につきまして50枚入りマスクが3パックまで収納可能です。まとめて送付できることとなります。その数は1,000通ほどあります。あと100人分ということでもあります。特別養護老人ホーム、こちらは3施設ありますが、そこへ入所されている方についてはレターパックを使わずに直接配達をするということになります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 直接配達するのはどなたがやられるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 配達するのは、保健医療課になりますけれども、職員が直接持っていくということになります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 施設が少ないので、できるかなというのはありますが、御苦労さまでございます。

それから、次の質問であります。先ほど都築一三議員のほうからも質問があったと思いますが、この50枚入りの2,000円のマスクの材質はどのような材質なのか、安全性などを含めてお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） マスクの材質については、不織布の3層構造、フィルター製の一般用マスクで使い捨てのものとなります。今回のマスクは、全国マスク工業会規定のバクテリア飛沫・ウイルス飛沫・微粒子それぞれのろ過効率を99%カットする規定をクリアしたものとなっております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 3層構造、そしてバクテリア、ウイルス、そしてPM2.5、これらの粒子を99%カットできるということでした。また、全国マスク工業会規定、こう

いう内容のマスクは現在いろいろな種類のマスクが普通のドラッグストアで入手できるような状態になっております。自分の好きなものをかなり選べるような状況で、私が行きましてもいつでも備わっております。こういった状況の中で今回このマスクをまたさらに前回に加え、前ははまだ不足がちな状況であったわけですが、今回は十分入手できるような状態の中で配布する必要性についてお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員が言われますように、以前のマスク事情というものは逼迫しておりまして、なかなか入手が大変だったものであります。その後、その数量、価格等におきまして比較的手軽に入手できるようになっております。

このたびの配布につきましては、これから寒い時期を迎えるに当たりまして、新型コロナウイルス感染症だけでなく風邪などの様々な感染症の予防対策として、まず基本的な飛沫感染、その予防対策であるマスクをお役立ていただきたいと思っております。特に高齢者が新型コロナウイルスに罹患をした場合は重篤化するリスクが高く、また今年は新型コロナウイルスがインフルエンザの流行期と重なり重大事態が危惧されること、第3波の到来によりまして外出が制限される事態にも備えたいと思います。年末年始における感染症対策として、時期を逸することなく11月の中旬頃までにはお届けしていきたいと考えております。

医師会の話であります。この11月中旬というのは、今年のインフルエンザの流行、そこから始まってくるのではないかということもお聞きしておりましたので、時期的にはいいときかなというふうに思っております。第2波が落ち着き始めている今が注意すべきときと考えております。特に高齢者の方は、一旦コロナウイルスに感染すると命に関わりますので、本町としてこのマスク配布を行うことで感染予防対策の啓発等を徹底していきたいという思いでお配りするものであります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今後、インフルエンザも心配されるという中で役立っていただきたいという思いだということで理解はしました。本当に役立っていただきたいなというふうに思います。

次に、37ページの25款衛生費、保健衛生総務一般事業の5,000万円の計上ですが、藤田医科大学岡崎医療センターに交付する金額だというふうに聞いております。先ほどいろいろな内容について都築幸夫議員から質問があつてお答えをいただきました。町長の熱の籠もった答弁もいただきまして、ひしひしと胸に感じたわけですが、この回答の中でまだ少し腑に落ちない、理解できないというところがございませう。それは、この5,000万円の決定の根拠、それから、もう一つは、緊急性についてであります。この金額の決定要因といいますのは、この5,000万円はかなりの町民の税金を頂かないとそろえられない、非常に貴重な町にとっては大金であるというふうに思います。これについて根拠がはっきりしない中での5,000万円の決定、これについてはまだ少し理解ができていないわけであります。まず、藤田医科大学は赤字であるということをおっしゃったわけですが、病院開設1年目ですね。コロナの影響もあつて赤字が膨らんだらうとは思いますが、岡崎市の市民病院におきまして、新

しくできた今の市民病院が開設当時約10年ぐらいは毎年1億円ぐらいの赤字であったというふうに聞いております。藤田医科大学は、開設の当初から黒字になるということはありません。コロナの影響は当然あったわけでありまして、それは分かりますが、そういう中で5,000万円というところが、やはり藤田医科大学から何らかの要請があったのか、それから岡崎市とも十分協議をしてこの金額が決定されたのかというところは重要な要素だと私は感じるところであります。この辺についてもう少し御説明をお願いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 藤田医科大学岡崎医療センターからの要請のほうはございません。関係者とお会いする機会がありまして、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けているという話については直接伺っているところであります。新聞報道におきまして、コロナ患者の受入れ9割が収支悪化、受診控えで減収であるとか、病院のコロナ減収の全額補填であるとか、コロナ対応病院の8割が赤字、経営圧迫深刻にと度々そういった報道を目にするようになりました。つい最近のことです。日本病院会の会長のコロナ対応病院の3か月連続の大幅なマイナスでは、病院がこれまで行ってきた通常の医療の継続が困難になるとの見解も示しております。さらには、高度医療をしながらの新型コロナウイルスの二次感染防止は、人件費などの費用がかかり、患者を受け入れるほどコストがかかる構造的問題があると言われております。

この管内におきましては、コロナ患者受入れに対応している病院は、岡崎市民病院、それから藤田医科大学岡崎医療センターだけであります。10月の中旬頃でしょうか、現岡崎市立愛知病院を活用しまして、県が感染症の専門病院を設置しようとしています。これは最大100床を目標にしているということでございます。ちなみにこちらの愛知県の9月補正の予算額を見てみました。26億5,000万ということでした。そうすると、詳しいことは分かりませんが、1床当たりになると2,700万円程度の単純計算で費用がかかると。コロナの1床を備えるのにそれだけかかっているということでございます。さらに、悪化している経営状況にもかかわらず、藤田医科大学は愛知県から検査を受託しましてPCR機器の導入を進め、来年1月以降、1日1,500件の検査を可能にするため、全国有数規模で病院だけでなく大学全体でコロナ対応に貢献しようとしています。これから冬を迎え、感染第3波という最大の山場が来ると危惧されます。時期を逸することなく、本町として支援をすべきだと考えております。

また、建設の負担金、令和元年度の決算におきまして7億7,550万、こちらのほうが上がっております。もう既に3月に支払済みであります。この令和元年の支払いに当たりましては、数年にわたしまして計画的に町として積み立てて当初してきたわけです。地域の基幹的な総合病院としては、本町にとっては唯一の病院であります。センターの安定的かつ健全な運営に対しまして支援していくことが必要であると考えます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 幸田町にとって大切な病院であるということは理解ができるわけです。しかし、この病院の医療圏は岡崎市も相当入ってる。建設費の負担割合から

いっても、50億のうちの幸田町は先ほどおっしゃった7億7,000万。こういう中で、本当に医療に支障が出るほど経営が苦しいということであれば、藤田医科大学はまず岡崎市に走っていくんじゃないのかなというふうに私は思うんです。そこら辺の状況が全く見えていない状況での町独自の判断というのが非常に不安であります。先ほど町長からの熱のある答弁の中で、コロナだけじゃないよと、そういうちょっと感じがしてきました。今後の幸田町と藤田医科大学との関係を重視しての措置だという、ちょっとそこら辺が臭ってきたかなという感じがいたしております。何にいたしましても、今後、早急に岡崎市と調整されてやっていただきたいなというふうに、後にしこりが残らないようにぜひお願いしたいなというふうに思います。

それから、町内の診療所も同じように苦しい状況ではないのかなというふうに私は思うわけですが、この町内での診療所の方々に対する支援の考えはないのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 新型コロナウイルス感染症が医療機関へ及ぼす影響につきましては、新型コロナウイルス患者を受け入れている病院だけではなくて、受け入れていない病院においても感染を心配される患者の受診控えなどで収入が減少し、経営が厳しくなっている現状があります。このことにつきましては日本医師会も、コロナに対応する医療機関のみならず、地域を面で支える医療機関の支援を求めると政府に働きかけを強めていることから明らかであります。

こうした状況は、町内の医療機関においても例外ではないと思っております。本町として、町内の歯科医院等を含めます医療機関や救急第二次指定病院、これは全て岡崎市内の病院であります。支援を行うかどうかの検討は行いました。しかしながら、特に町内の医療機関等については、岡崎市、さらには岡崎市医師会との金額等を含めた十分な調整が必要となりまして、協議・調整にはかなりの時間を要すると認識しております。今のところ、町内の医療機関に対する支援の考えには至っていません。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） まず、岡崎市との調整というお話がありました。おっしゃるとおり、例えばこれは政策医療でございまして、先ほど言いましたように、コロナの関係でクルーズ船の患者をオープン前に厚生労働省のほうから頼むとって受け入れちゃった、そのためにオープンが遅れたと。これは損失であります。でも、おっしゃるとおり、これは間違いなく厚生労働省のほうで補填しているはずで、これは間違いありません。そういった意味で、議員がおっしゃられるとおり、経営的に本当に建設費の負担金も岡崎市は幸田町に求めている以上、今回また赤字的な経営が出た場合は多分岡崎市さんを通じて要請みたいなのがあったときは、おっしゃるとおり私どもは岡崎市さんの指示に従って、必要のある部分は負担をしていくというような調整のきっかけはもちろんあると思っております。それで、岡崎市さんとの調整も今御心配いただきましたように、今回のこういった予算上の措置も全て岡崎市さんのほうに、幸田町はこうやってやっていくよということは報告をさせていただいております。そういった意味で了解はいただいております。言うまでもなく、私にとっては先ほど言いましたように、藤田医科大学病

院が医療だけじゃなくて、市民病院は医療だけやればいいんですけども、福祉、医療、そして介護の部分、特にリハビリを藤田医科大学病院は中国のほうにリハビリの巨大なセンターを作って、外国人の方々にもリハビリができるようなことを養成して、そういった人材をまた日本のほうに持ってきて、リハビリの人材不足を補っていくんだというような志向もあって、私にとっては福祉・介護の分野を、リハビリの分野を藤田医科大学病院が、大学が経営の部分からその部分を切り離して、もうこれはとてつもなくコロナの関係で投資していてもあまり採算性がとれないということで諦めてもらってしまうと、幸田町にとっては一番大事である福祉・介護、特に福祉医療の分野、リハビリの分野で少子高齢化の部分でこれから幸田町の人たちがいろいろな意味で介護が大変になったときに、やっぱり医療的な機関の御指導があってこそ幸田町は何とか福祉のまちづくりが成り立つんだという思いがあります。その部分はぜひ経営戦略として医科大学病院は志を持ち続けてほしいということもあるし、幸田町は協定も結んだ手前もあるので、その部分だけはちゃんとお願いしますという意味もあって、5,000万円の根拠は確かに明確なものはありません。ある意味では見舞金といったような形でもいいかもしれませんが。そういった意味で、岡崎市さんの要請はないし、今後要請があってもきちんと調整をしていくし、今回の予算措置についても岡崎市さんのほうにちゃんと報告をした上で支障のないということを得た上で進めているということでもあります。

また、町内の医療機関は、私は前の緊急経済対策の中でもやりたかったんですけども、やっぱり医師会との調整がとても難航しそうだし、岡崎市さんの調整もとても難航がしそうだということを部長も答弁されましたけれども、単独で投資するということは、町内の医療機関に対しては実は取り組んでみたいことではありましたが、とても時間がかかると思われます。また、今後、町内の医療機関は重要であるので、また岡崎市さんと何らかの形で支援できるようなメニューがあれば、医師会さんの了解を得てやりたいなと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 私も思っておりましたが、町長の政治的な配慮、そういうことがあったんだろうなということを思います。今後、今おっしゃったように、町内のそういう診療所等々もよく協議をされて、これは理解をされる形での施行をお願いしたいなというふうに思います。

次に、39ページ、55款教育費の中で、先ほど都築一三議員から質問がありました修学旅行のキャンセル料です。小中学校を合わせて1,000万円の計上となっておりますが、これも頂いた資料を見ますと、総額の旅行費用は4,300万円かかる、用意しているわけですね。その中で、前日にキャンセルすると半額のキャンセル料が要る、それが2,100万円。これを2,100万円のうちの今回1,000万円の計上でありますので、あと1,100万円は自己負担になる。こういうふうに思うわけですが、この辺の説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 修学旅行のキャンセル料についてでございます。基本的スタンスといたしましては、修学旅行のキャンセル料につきましては、全額町費負担と考えて

おります。この予算の積算における考え方でございますが、議員のおっしゃるように、前日キャンセルのキャンセル料の半額相当を予算計上をさせていただいているわけですが、今回の修学旅行につきましては、確実に中止を決定して、保護者へ通知をして混乱を招かない状態であるということを考えますと、おおむね2週間ぐらいあれば混乱なくそこら辺が伝達できるであろうというふうに考えまして、そのタイミングでありますとかなりキャンセル料も安くなるわけです。仮に実施の決定をしても、その後何らかの事情、感染の拡大とか様々な事情があるかと思えます。そういったことでキャンセルが発生しても、各学校において修学旅行に行く時期は若干ずれてございますので、全部が全部キャンセルするわけではないと判断いたしまして、この金額を計上させていただくことにいたしました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今、自己負担はないよ、キャンセル料については全額町費負担で考えているというお答えをいただきました。しかし、今回このキャンセル料ということで予算の計上という形であります。その内容については、保護者、PTAといえますかね、そういう父兄の方たちには説明なり協議なりをされているのでしょうか。キャンセル料という形を作るだけありますと、もう行かないのか、キャンセルしちゃうのかというような、そういうニュアンスにとられる父兄の方も見えるんじゃないかというふうに思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるように、このままの状態の文字面を読みますと混乱を招くおそれがございます。まだ予算をお認めいただく前でございますので、父兄のほうには伝達をしていないわけですが、仮に予算をお認めいただきましたら、父兄のほうにはその旨をしっかりと説明をさせていただきたいと思えます。教育委員会の思いといたしましては、なるべく学校生活における最大のイベント、思い出に残るイベントだと修学旅行は思えます。そうしたイベントが早々と中止決定をすることなく、キャンセル料を払ってまでぎりぎりのタイミングまで判断を延ばしていただきたい、なるべく行っていただきたいと、こういった思いからこれを公費負担という政策判断をさせていただいたわけでございますので、そこら辺は決定次第、保護者への説明はしっかりさせていただきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） キャンセル料というのは今おっしゃったように、発生する時期によって金額が変わるということで、今はこの予算も我々の概算で本当にどれだけ必要になるか分からないような状況だという、今、そういうちょっとニュアンスでお伺いをするわけでありましてけれども、となれば、金額が決定してからこの予算計上をして負担をするというようなことでは遅いんでしょうか。その辺のタイミングについてはどうなんでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） そういった考え方もあろうかと思えます。しかし、修学旅行を計画、判断する側といたしましては、何らかの担保が欲しいと、心の安心感が要るので

はないかと。実際にキャンセル料が発生しない段階で延期決定をするということになると、2か月前とか、そういうとてつもなく早い段階で判断をしなければならないということになってしまいます。そういったことを考えますと、やはり、これから第3波も心配されるところでございますが、ぎりぎりまで考える時間を与えるためには、キャンセル料というものが確実に公費負担で賄ってもらえるから安心して計画できるというようなところがあるかと思えます。また、確定してからということになりますと、今、実際に10月から11月、12月で学校側は計画しているわけでございますが、確定してから予算計上ということになりますと、12月議会に間に合わないとか、例えばもう一回先送りして2月ぐらいの計画をしたとします。そうした場合に、3月議会の上程に間に合わずとか、仮に間に合ったとしても卒業してしまっただけで、学校側が精算できなくなってしまうとか、そういうような煩雑な状況になる可能性が想定をされますので、やはり事前に予算的な確保をさせていただいて、安心感を持ってこの修学旅行を計画していただきたいと、判断をしていただきたいという思いからでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、8番、藤江徹君の質疑を許します。

8番、藤江君

○8番（藤江 徹君） まず、最初にお聞きしたいのは、15款10項40目、先ほど来、都築幸夫議員、都築一三議員からも質問がございまして、三ヶ根駅エリアスタンプラリー事業についてということで、概要は一応先ほどの答弁で理解をさせていただきました。コロナ禍の状況での、要はステイホームから俗に言う「Go To Travel」ならぬ私は「Go To My Town」と。「My Town」というのは、町民が町内でよく歩こうよという意味で、私は「Go To My Town」と私自身で勝手にそう称させてもらいましたけれども、こういう企画として私は賛成しております。その中で、先ほどの説明の中でちょっと分かりづらかったところがあるので、ちょっと細部についてお聞きしたいなと思っております。

まず、どこで、いつ頃、どのような方法というこの件の中で、通告書の中ではポスト設置数というふうに記載してもらいましたけれども、オリエンテーリングとかああいうのがみんなポストと称するのは、要するにスタンプのあるところですよ。ということで私はそういう理解をしていたので、お聞きしたら少しどうも違うよだということで、このポストというのは商品を抽せんするための応募券を投函するところというふうなことで分かりましたので、ちょっと訂正させていただいて、そのスタンプ台、これをどこに設置するか、トータルで何台ぐらいになるかどうか、その辺について計画がもし決定されているようでしたら教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、議員がおっしゃられましたとおり、今回のポスト設置に関しましては、スタンプを押していただいた方にお申込みをいただく受付のためのポストということで、三ヶ根駅の休憩所の入り口付近に設置していく予定であるということでございます。そして、そのスタンプを設置する場所ということでございますが、いわゆる三ヶ根エリアの中にあります郷土資料館を始め各種歴史的なあれを持ってあります神

社・お寺、こういったようなものなどを想定をしているわけでありまして、実際にマップのほうも作成のほうをしているところをごさいます、そこの中におきまして深溝地内のお寺に対して1軒ずつこのスタンプラリーの趣旨を説明させていただきながら、協力をお願いさせていただいているというところをごさいます。ですので、今現状の中ではそういったものの施設15か所をピックアップをして、スタンプを置いていくようなものであるというふうに考えているところではございますが、今後また協力をいただくような場所があればまた増える可能性もございますが、当面今は15か所ということでチラシのほうは作成のほうをさせていただいているところをごさいます。

○議長（稲吉照夫君） 全部で現時点で15か所、さらに増える可能性もあるよということによろしいですね。それで、現時点でまだここにはやろうよという決定というんですかね、まだ最終的には決定とまでは言えない段階ですけれども、この議案が通った後に最終的に決定というところに持っていくまでに、現時点で内定、要するにここにしようよというふうに申合せができてるところというのは、まだ実は先ほどのお話を聞くと数か所なんですよね。

それで、次の質問でいつ頃とあるんですけれども、これは来月から5か月間というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 議員が今申されましたとおり、開催期間といたしまして10月1日から令和3年2月28日、2月いっぱいまでをスタンプの受付期間というふうにさせていただいているところをごさいます。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江君。

○8番（藤江 徹君） ということは、もう来月なんですよね。15か所の中でもまだ数か所しか内定していないというんだから、決まってないというのはちょっと遅過ぎるなと私は個人的に思いますので、i n g系でも結構ですからできるだけ早くこういうのを企画した上、立派な企画として成功になるように準備のほうをしっかりとお願いしたいと思います。

それ以外のところについては、このスタンプラリーの件については特に申しませんが、坂崎学区でも、学区内で学区コミュニティ推進協議会がウォークラリーというのを年に1回やっています。形態は違います。だけど、そういうことによって、非常に地区の状況がよく理解できるのと併せて、参加者の要するにコミュニケーションですね、コミュニティが非常にとれるという行事もやっております。したがって、今回この三ヶ根駅エリアというここに限定した理由というのは、先ほど答弁のほうで聞きましたので理解できましたけれども、ぜひぜひこういう企画というのは非常に楽しい企画ですし、町の活性化に対しては非常に有意義と私自身も思っていますので、他地区へもできるだけ展開するというのを今後進めていただきたいというふうに思います。

それと併せて、次の質問に入りますけれども、20款15項15目児童措置費の中の児童福祉施設等職員応援金ということについてちょっとお聞きします。

これの目的ですけれども、さきに頂いた資料の中で、コロナ禍での業務に従事した民間児童福祉施設及び私立幼稚園職員のモチベーション維持、活動の促進が目的というふ

うに記載されております。したがって、この趣旨からいくと、この配分方法について8園、認定こども園2園等々を含んで8園で各園に5万円のトータル40万というふうに予算がされておりますけれども、この目的からしたら本来はその施設にそういうふうに支給するものではなくて、そこに働いている方々に支給すべきものではないでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、スタンプラリーに関しましては、議員のほうから御心配をいただいたところでございます。しっかり準備のほうを整えまして、予定しております10月からの実施について備えてまいりたいというふうに思っているところでございます。そして、またそこで出ます成果を他地区の事業にも波及できるように取りまとめて、事業のほうを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 児童福祉施設等職員応援金の御質問であります。

この児童福祉施設等職員応援金につきましては、4月10日から5月26日までの愛知県緊急事態宣言下におきまして、議員仰せのとおり、業務に従事した民間児童福祉施設及び私立幼稚園の職員のモチベーションを維持し、活動の促進等を図ることを目的といたしまして、愛知県が1施設当たり10万円の応援金を支給することといたしました。幸田町といたしましてもこの愛知県の応援金の趣旨に賛同し、町独自で1施設当たり5万円を給付することとするものであります。この応援金につきましては、県の要請に協力し事業を継続した民間児童福祉施設等の設置者、事業者に対し支給するもので、職員個人に直接支給するものではございませんが、交付に当たりましては、緊急事態宣言下におきまして業務に従事したことに対する慰労金・一時金など、職員の福利厚生や感染防止のための衛生用具の購入など、あくまで職員のモチベーションの維持や活動の促進等を図るために使用する旨の誓約書を提出していただくという予定でございますので、職員個人へ還元されるものというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 8番、藤江徹君の質疑は終わりました。

次に、5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 私からは、歳出25款10項10目保健衛生総務費、医療機関支援金5,000万円について、その妥当性をお伺いをしていきたいと思っております。

あらかじめ通告させていただいた内容につきましては、都築議員と足立議員への御答弁で大体分かりました。分かりましたけれども、それもちょっともやっとした感じで、本当にこんなことをやっちゃっていいのかなという思いがもやっと湧いてきております。要請もない、それから医療機関と言いながら藤田一社にその根拠のない、見舞金としては多過ぎる5,000万円を支払いますよと、こういう内容に受け取れるものであります。先ほど来の答弁で聞いておりますと、コロナではほぼ減収を受けてない医療機関はほとんどないのではないかという、全医療機関がやはり影響を受けている、こういう状況であるという認識が示されたと思っております。特にこの地域におきましては、コロナに限らず突然400床の藤田医科大学の病床が増えたわけでありますので、そのことの定員等による影響、減収も受けた医療機関がかなりあるんじゃないかなというふうに思われ

るわけであります。そういう中で、先ほど町長は地元の医師会にも支援をするようなお考えはお持ちだということは言われたわけでありますけれども、調整に時間がかかるから取りあえずは藤田にというような感じに私は受け止めたわけでありますが、当然こういうことをやっていくと、なぜ藤田だけという声が出て当たり前だというふうに思いません。同じようなことが過去の補正予算でも言えると思うんですが、公平性を欠いたときに、そのときに平等に扱われなかった方からは苦情が出てくる。そうすると、後からまたやっていかないとあかんと。例えばというならば、中学生に図書券を配ったら、次は小学生に何も無いのということで、その次の補正予算では小学生に本を配る。あるいは、老人クラブに支給をするよといったら、集まりは俺らだけじゃないよと、クラブだけじゃなくて生き生きサロンだってあるよといったら、そういうふうにまた次に支援をしていく。そういう予算が2次から3次にかけて行われてきたと思うので、これはやはり公平性が十分検討がなかったのではないかというのと一緒に、本当にそれが必要な事業なのかどうなのか。利益を受けられる人も受けられない人も納得できるなという制度にして行っていく、そうすれば、あれが漏れとった、これが漏れとったということがないというふうに思うわけであります。私は、その観点からいくと医療機関全体に、予算上は医療機関支援金でありますので、先ほど言われた医師会との調整等によって支払われる、また要望等が出てくるのかもしれませんが、それも含めての5,000万円であるなら、それは大変なときだからありかなとも思うわけでありますけれども、そういうのなしでいくと、また次にあっちの団体からも俺にもよこせ、あそこだけずいぞという話になりかねませんので、そこを十分注意をしていただきたいなというふうに思っております。

それから、先ほど町長は協定があるから物も言えるというふうに言われたわけでありますが、藤田に対しては岡崎が仕立てたバスかもしれませんけれども、住民人数分に応じた負担金を払って後から乗ったわけであります。これは、権利として堂々と主張はしていただきたいと思えます。協定がなければ物が言えないということではなくて、出資者としての権利、それは主張をしていただかないと逆に私は困ると思えます。そういう観点から、この扱いについては十分そういうことのないように検討をして支出していただきたいというのが私の意見でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 御指摘本当にありがとうございます。今、お話がありましたように、負担金をした分だけはきちんと物を申すというのは当然でありまして、今回でも藤田岡崎の医療センターに幸田の町民を無料で相見駅から藤田直行タクシーを運ぶときでも、バス停といいますか、その駐車場がなかなか調整できなかったんですけれども、最終的にはやっぱり病院さんのほうで、私どもの敷地の中で幸田町民の方々のタクシーの乗降場所を確保するというようなことも一つの例でありますけれども、やはり負担したおかげで何らかの形で関与できたということでもあります。申し上げるまでもなく、負担しなくて単純に岡崎市の中に岡崎医科大学の医療センターができたということだけでも、もちろん幸田町民は医療的な救急医療もいろいろな恩恵は受けると思えますけれども、やっぱりそれ以上のものを求めていく、また今まで身近な病院がなかった、そして、なおかつ地域の中心的役割をみなす医療機関がなかった幸田町民としては、やっぱり思い入

れを持って取り組んでいくというような背景もございます。先ほど来ありましたように不平等という話は、本当に私もよく分かります。コロナ禍で本当に、例えば10万円の定額給付金でも後からいろいろな方からメールを頂いて、今から子どもが生まれるんです、私たち今からの新生児は何も頂けないんですかって、とてもよく分かるんです。そういった意味で、後から後からいろいろな意見が出てきても、やっぱりコロナ禍であるので、いろいろな方々が、私たちは本来ならば行政としていろいろなところへ行って意見を聞かなくてはいけないんだけど、結果的にメールだとか、予算措置をした後でいろいろな要望がグツグツ上がってくる。でも、そこは何とか不平等と思われるかもしれないけれども、言われた意見はなるべく吸い上げていくという、今の一つの定額給付金が10万円の根拠も分からない、新生児の5万円という根拠も正直はっきりしたものはないんですけれども、やっぱりこのような状況下の中でのなるべく多くの困っている方々の声だけは聞いていくという姿勢がこうなってしまうということでもありますけれども、やはり町民の大事な税金を使うに当たりまして、御指摘にありましたように、そういったことが言われぬようにしっかりと受け止めてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 藤田医科大学が開院に当たって、中日新聞の全面広告で先ほど町長が言われた協定について町長がお答えになっております。地域包括ケアシステムの確立に向けた協定を結んだという、これは今後地元の医師会とも調整して福祉の分野でも連携していくということで、これはいいことであると思います。でも、この協定が負担の義務化になると、先ほど町長がちょっと言われたんですけれども、資金がショートしてきたら、この分野が切り捨てられちゃうおそれがある、だから支援をしないとあかんというようなことで、これは負担の義務化にもなっちゃいますので、そういうことのないように進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 本当に私のこの行為といいますか、施策についても本当に結果責任であります。言われましたように、将来的にいろいろな時世の流れの中でどのような評価を受けていくかということは賛否両論様々あると思います。現時点では、コロナ禍の中でこのような施政の取組を議員の皆様方に相談しながら、きちんとルール化できるような形の中で、後世の方々に失態と言われぬような形で進めていきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時53分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回の一般会計の補正予算につきまして、新型コロナウイルス対策として町民生活を守る立場が生かされる施策、これに反映しているかどうか。これの観点から順次質問をしてみたい。

まず、三ヶ根駅のエリアスタンプラリー取組についてでありますけれども、わざわざ補正を組んでこのことを進める必要性、これについてお答えいただきたいということと、それから、この効果ですね。これについて補正を組んでまで取り組まなければならない効果を求めるのかと。このことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） このスタンプラリー事業の補正予算として計上させていただいたということですが、やはり当初予算におきましては、こういったコロナ禍の状況についての事業については計上することはちょっと難しかったのではないかとこのことではございます。そして、町がこれまで50を始め緊急経済対策の中で示してきたものの中に今回これを計上させていただいているということではございます。ですので、補正を組んで、今、コロナ禍で沈滞ムードになってしまっているものを少しでも打破していきたいという、こういった緊急的な思いの中におきまして、これについて取組をさせていただくものであるということではございます。当然、通常でいくスタンプラリーというような事業であるならば、これはやはり年を継続して当初から計画して行っていくものである、こういったものの事業もあるのかなというふうに思うわけではございますけれども、現在この9月議会をお願いして下半期で取り組みたいというものにつきましては、特にコロナにおける地域の活性化という意味も含みまして取り組みたいという思いで計上のほうをさせていただいたということではございます。

そして、その効果ということではございますが、これも今説明が重複させていただくものではありませんけれども、ステイホームから地域へ目を向けて出て行っていただくこと、それによってウォーキングなどしながら心身の健康の増進を図って行っていただくこと。そういったようなことですか、あるいは深溝地区ということでもありますので、そういった歴史的施設を再発見していただくような機会としていきたいという、こういったような狙いを持って、この事業を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 愛知県が県境をまたぐことは自粛をなささいよというような、そういう電光掲示板等へのまだまだ継続をしております。方やGoToキャンペーンで旅行を応援をしているとか、いろいろと出てきているわけではございますが、しかしながら、やはり町民としてはまだまだ自粛ではないんですが、それでもまだ積極的に外に出ていく不安というのはない、そういう中で、幸田町全体の中で町内においていろいろと外にも出ましようよとか、町内を出かけましようよという、そういう取組なら分かるわけですが、やはり一つの地域に限定をしてというのはどうも納得がいかないというふうに思うわけではあります。今回の取組が三ヶ根未来工房ということで、町の出先のところで取り組むというようなものになっているわけではございますが、確かに一つの施策としてこう

いう積極的に進めるということはいいことには違いないんですが、今すぐにやらなければならないことかという、そういう選択肢の中で考えると、もっとほかにやることがあるのではないかなというふうに疑問を思います。そのことについて、やっぱり例えば飲食店応援も今やっているところでもありますので、もう少し町民の健康を守る、その立場で考えていくべきものではなかったのかなというのが1点であります。

次に、藤田医科大学岡崎医療センター、これにつきましては御三方から質問もそれぞれ出てきておまして、町長の答弁もあったわけでございますけれども、しかしながら、新聞報道でも出ておりました、地域の医療機関がやはり経営が厳しいというようなことも出ておまして、とりわけ小児科医のほうで6割減ってきていると、そういうようなことで報道もあったわけでございます。そういう観点から、かかりつけ医等の応援をしていく、そういう立場というのは非常に大事ではなかろうかなというふうに思います。先ほども聞いておきますと、経営報告もない中での応援ということからするならば、やはりもう少し後からきちんと話し合いを進めながらの支援が良かったのではなかろうかなというふうに、今までの答弁の中で聞いておりました。そういった観点から、また町長は福祉医療、介護の分野でこれからもお願いしなければならない藤田を大事にしていきたいと、この気持ちは大変分かるわけでございますけれども、しかしながら、やっぱり民間という中でもう少しじっくり考えながらやっていく支援を進めなければならない時期ではなかろうかなというふうに思います。その点について、ほかとの支援との隔たりのないように、これから進めていっていききたいというお願いにはなるわけでございますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、スタンプラリー事業につきまして御提言をいただきましてありがとうございます。

現在、今やるべきことなのかというような御提言もいただいたところではあるわけなんですけれども、やはりこういった時期において、特に三ヶ根地区を活性化していきたいという思いで、この事業につきましては実施させていただきたいというふうに思っているところでございます。もちろんこれは参加者を限定するものではございませんので、町民の方を初め大勢の人にこの事業には御参加いただくものであって、展開する舞台を三ヶ根地区というふうにまずは行いたいというふうに思っているものでございます。その中で当然推進役となるものが未来工房であるということでもございますので、その力をフルに活用しながら、この事業については実施していきたい思いということで、予定のほうはさせていただきたいというふうに思っているところでございます。当然これは、以前の答弁でもさせていただきました、この手法が様々なまちおこしにもほかの地区でも活用できるようなものであれば、次年度以降の中でいろいろな形に合わせてこういった事業を展開することも考えていくことが必要ではないかというふうに思っているところでございます。

そして、あと先ほどの答弁の中でスタンプを設置する場所のところでしたけれども、15か所というふうに御答弁をさせていただきましたけれども、その後、精査の上で12か所でまずはスタートさせていただくということで今準備を進めているということで

ございますので、この予算をお認めいただいた後のチラシには12か所でまずは進めていって、その後調整できればまた増やすこともあるということではございますが、そういった方向でお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほど議員のほうから地域の医療が厳しいと、それから小児科がやっぱり思わしくないということは医師会のほうからも聞いて認識をしているということでもあります。それから、かかりつけ医の負担がこれから増えてくるという中で、この対応を早くやらなければいけないんですけれども、じっくりと考えて対策を練っていくということも必要かと思えます。

このたびの補正予算につきましては、第3次幸田町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として多くの施策を盛り込んだわけでありまして。全15施策ということでありまして、秋以降の徹底した感染防止対策を行いたいとの考えで、そのうちの10施策が感染拡大を防ぐための取組としてなっております。町民の命を守るためのまさにその施策となっているところであります。その他、暮らしを守る施策、営みを支援する施策と併せまして着実に実行してまいりたいと思えますが、これまでの第1次の50施策、第2次の16施策、そして今回の第3次の15施策、合わせて81施策となりました。国と県、こういった事業とかぶる部分もありますけれども、県の今回の9月補正予算、こういったものも十分注視しまして、確認をしながら町民生活を守るために、全ての方に漏れなくということは、これはどうしても100%というのは難しいものです。しかしながら、先ほど御指摘いただきましたように、極端に平等性を欠かないように心がけて施策、対策を考えていきたいと思えます。

それから、今朝の中日新聞にコロナで経営悪化の刈谷豊田総合病院という見出し付きで西三河版であったわけですが。昨日の市の議会で2億円の補助ということの説明もされているところですが。やはり、ここでも新聞の記事の中では、市民病院を持つ他市はより多額を繰り入れていると。人材確保のためにもこの危機に一点集中して支援するべきだと、こういった考え。反対に、民間の法人に2億円の交付金を投入する判断は非常に重いと、こういった疑問を抱く方も見える。もちろんそれもそうだと思います。皆様の血税、公金、これを投入する判断というのは難しい。疑義を抱かれる方もいらっしゃるかと思いますけれども、地域医療として命の危険を冒して最前線で頑張ってみえるこういった医療センター、さらには介護、福祉、これから連携を深めていくという中で、今から難しい時期を迎える中で、今、支援をしていきたいという考えであります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 非常に説明の中ではよく分かるわけでありまして。よく分かるわけでありましてけれども、秋以降の感染拡大を防ぐ、この立場に立つならば、前から私も指摘をしているわけではございますけれども、発熱した場合なかなかPCR検査が受けられない、県の中でも一日にこの検査を受ける数が少ないわけでありまして、そうした点で言えば、今はどこの自治体でも、どこでも気軽にPCR検査が受けられる、そういう体制づくりというのをやっぱり今回の補正の中でいろいろとほかの自治体は盛り込んでいるわけですが。ですから、そういう観点にはなぜ立てなかったのかなということを伺い

たいというふうに思うわけでありませう。

確かにこの医療センターへの支援というのは、目玉にはなるかもしれませんが、じゃあ、多くの町民が感染を防ぐために気をつけながら、そして、なおかつかかりつけ医で見てもらおう。そのためにも、そうした感染拡大を防ぐための手だて、そういうものに目が向けられなかったのかという、やはり併せてのことだったらまだまだそこは何か皆さん納得もいくし、町はよくやっているじゃないかというふうに思えるわけですが、しかしながら、一点集中というのは、やはりこれはやめるべきではなかろうかというふうに思いますので、やはりそうした点で言えば、町内の中でPCR検査も受けられ、そして医師会にもお願いをして検査キットを置いていただいて、いつでも受けれる、そういうような取組がちょっと遅れたんじゃないかというふうに私は思います。その点についてもお答えいただきたい。

次に、国が進める小規模店舗等家賃支援、これがなかなか制度が知られていないということで進んでいないわけでありませう。これに乗っかって町も支援をする、大変いいというふうに私も思います。やはり、このサポートセンターが岡崎にしかないわけですね。インターネットでやればすぐ簡単にできるわけですが、それができない。そして、また自分のところが該当するかどうか分からない、そういうことの相談する窓口が1か所しかないということで、なかなかこれが制度周知に至っていないということからも、大変いい制度であるにもかかわらず知られていない。こうしたことで、独自支援と上乗せをするためにもこの制度周知、そして、またこれまでどのような経過で、どのぐらいの人が家賃支援を受けたのか、分かっていたらお答えいただきたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 前段の部分であります、私も町内の医療機関、それから薬剤師さん、それから歯医者さん、特に歯医者さんも同じであります。なかなかコロナウイルスの感染症で、歯が痛くてもためらう方もまだ多いのではないのでしょうか。そういった意味で、町内の医療機関、そして三師会といいますか、薬剤師会、そして歯医者さんのほうも支援していきたいし、もちろんそこに携わるエッセンシャルワーカー、医療従業者の方も実は支援がしたいわけですが、しかしながら、やはり単独の医師会という形で町の中ではできないし、先ほど言われましたように岡崎医師会さんだと、いろいろな調整メニューにどうしても時間がかかるということで、今回でもこの補正予算の中に上げることができなかったということで、御指摘のとおり、藤田医科大学岡崎医療センターへのほうの一点支援というような雰囲気はあるのかもしれませんが、ただ、将来的にこのコロナの感染拡大が、今は本当に10万人当たりの感染率からいくと、幸田町は54の市町村の中でも下から3番目ということで大変感染率が低いということで、町民の皆さんが本当に我慢して我慢して行動の自粛規制をされているということは本当に思うわけでありませう。将来的に今議員が言われましたように、ある程度感染症の拡大が抑えられたときに、エッセンシャルワーカーといいますか、様々な形で頑張ってくださいっている方々に何らかの形で支援をするような仕組みを今後作りたひと思ひますし、やはり、そうは言いながら経済の再開も止めるわけにいかないというわけで、かみ合わないものをお互いに両立させるといひのは大変難しいわけですが、町内の医療機関の支援、そ

して医療的な従事者の方々に支援ということも含めて、調整時間がかかるわけですが、今言われましたように、町単独で判断するわけにはいかないということだけ御理解いただければと思いますが、さらに努力をいたしたいと思っております。

また、PCR検査も、町内の医療機関さんに手を挙げていただいて、うちで何とか受けてあげるよと言っただけのような仕組みになれば、そこに乗っていきたいわけがありますけれども、この感染症そのものがまだまだしっかりと研究されていないということで、やっぱり地元の開業医さんもすごいリスクを感じられると思います。そういった意味で、やっぱり感染症の權威の先生方もたくさんいる藤田医科大学病院さんがいろいろな、クルーズ船の関係でも一切感染者の拡大をせずに収めたということも含めまして、また一点になってしまうんですけれども、こういった大きな大学病院的なところにお話をしながら、ある程度リスクが少ないところにPCR検査のようなところの相談をしながら、でも、そうは言いながら医師会との調整があるので、そういった大きな病院から投げかけてもらって、何とか幸田町の町民がPCR検査を受けやすいような体制づくりも、医科大学病院さんも入れながら、町内の開業医さんに手を挙げていただくことも期待しながら調整したいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 御質問の本制度の周知方法についてということでございますが、幸田町のホームページや幸田広報、三河ネットワーク、またInstagram、フェイスブック等、SNSを、そういったものをなるべくフルに活用いたしまして周知していくとともに、同時に報道発表のほうもしていきたいというふうに考えております。また、商工会とも協力いたしまして、該当すると思われる事業所に対しまして、国の制度と合わせて本制度、町の制度のほうも周知していきたいというふうに考えております。さらに、本補助金のパンフレットも作成いたしまして、各所へ配布するなど努めてまいります。

次に、国が実施しております家賃支援給付金、これの受給者の状況ということでございますが、経産省にて本年7月14日から受付のほうが開始されております。経産省のほうに確認いたしました、現状の受給者数は、現時点ではまだ集計はされていないということでちょっと分からないと、不明ということでございました。これは9月3日現在でございます。そして、今後、当然集計していくということでありましたが、件数も多く、現状は事務的にはなかなか追いつかないということも言っておられました。

また、国のほうが実施している制度のほうの申請方法は、電子申請又は申請サポート会場、議員がおっしゃられました会場ですがけれども、これは事前予約制となっております。岡崎のニューグランドホテルですとか、蒲郡の商工会議所にて、行っていただければ申請受付が可能というふうにも聞いております。国の制度に乗せるという形でございますので、町のほうも国の制度のほうと合わせて周知に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 小規模店舗等の家賃支援でございますけれども、1件当たり10万円の100事業所という中で予算が計上をされている中で、まだこの受給者数という

のは不明だと、そういうことでどれだけあるか分からんと、こういうような状況の中で、やはりこういうコロナ禍がなかなか収まらない中で長引けば長引くほど廃業ということにも追い込まれる、そういう業者だってあるわけです。ですから、やはりこれは早急にこういう手当、支援制度が活用できるようにしていくべきではなかろうかと思うわけがありますので、ぜひともこの窓口を広く、そして十分対応、相談に乗れるように、その業者が該当する該当しないにかかわらずどうなのかという、そういう相談窓口を広くとりながら、そしてサポートできるような体制づくりというのが必要ではなかろうかというふうに思いますが、その点について町としても、まずは商工会というよりも、皆さんはやっぱり役場で聞こうというのがまずあるんですね。その辺、それとまだ商工会に入っていない業者だってあるわけです。そうした点で、役場でもやはり相談窓口体制というのを作る、その考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本制度の趣旨といたしましては、町内事業者を幅広く支援していきたいということから対策をするということで、今回の年度当初からもコロナ対策としていろいろな手を打ってはいるわけでしたが、なるべく漏れのないような形でという意味でも、本制度を町で上乘せしたということがございます。

また、現状のこういった相談窓口、体制づくりということでございますが、電話をいただければ、それがどこかというところを的確になるべく把握しまして、むげにこれはここだと振ることのないよう、職員のほうも勉強をいたしまして丁寧な対応ができるようにということでは考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 国のこの支援制度を受けるには、収入の何パーセント減、それからそういうような様々な減少面での対応があるわけですね。それをやっぱり役場の窓口対応する職員が把握をしながら、そしてサポートのほうへ送るといふ、そういうような流れを作っていけば、これはもう少し窓口が広がるということですので、必要な方が受けられる体制になるのではなかろうかというふうに思うんですけども、その点に関して国の制度を今までの流れの中でしている職員というのはいるか、いないのかということですが、当然町のほうも独自支援をするわけですので、その辺は国の制度に乗っかってやるということならば分かるわけですね。ですから、その辺は今までの経過の中で、この方は該当するよとか、そういうことが判断できる職員はおりますか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今回この制度を補正予算として上げさせていただくに当たりまして、当然国のほうの制度についても勉強のほうは、私も含めまして職員のほうもお勉強させていただいております。例えば1か月で前年同月比50%以上、1か月だけでもいいということでございますが、又は連続する3か月の合計が30%以上が減額、こういった方ですよだとか、あと法人と個人で違うということで、ということは基本的にはこの辺の賃料の証明をするものですか、減額を証明するもの、例えば確定申告ですとか、そういったものの写しですとか、そういったものが要るようになるだろうということで、今回も職員共々ちょっと勉強をさせていただいているということです。そう

いったところで初歩的な要件につきましては、なるべく回答できるような形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ありがとうございます。やはり、役場の担当課が分からないと、これも紹介もできませんので、またこの貸借関係でも親子でもできるよと、こういうような事例もあるわけです。ですから、そうした点できちんと対応していただけるように、そして必要な手当ができますようにしていただきたいなと思います。

次に、修学旅行のキャンセル料の補助金でありますけれども、やはり、これもキャンセルがかかってまで何で見るのかというように皆さん思うわけでありますよね。そこで、お聞きをするわけでございますけれども、過日、中央小学校の修学旅行の件でお聞きをいたしましたところ、三段階方式でいろいろと変更をしておりました。その中で1回目は最初の計画どおり、2回目はキャンセル料が発生しないように再度使うということで日にちをずらす、次は、もうどうしようもないから、年明けに修学旅行を実施をすると。こういうふうに、学校側としても非常に何とか修学旅行を行かせたいという、そういう先生たちの思いというのも伝わってきますし、子どもたちの思いというの何かあるんだそうですね。ですから、すごく分かるわけでございます。ですから、お聞きしたいことは、この各学校の日程やあるいは行先などを従来どおりでドーンとしていてキャンセル料が発生するから、まあ、安心してそのまま継続しておけばいいわとかではなくて、努力に努力を重ねていろいろな日程変更をしながら何とか修学旅行に行けるようにというふうに行っているのかどうかお聞きしたいということで、それぞれの学校についての日程と行先と、それから第1案、第2案、第3案とかそういうようなことが分かっていたら、資料として提出できるかどうかということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 資料としては提出は可能だと考えております。現状で今私が把握しているのを申し上げますと、中学校につきましては通常5月が修学旅行の時期でございます。それから5月の開催を諦めて、今現状は11月開催で3校共計画をしているところでございます。行先については、中学校は通常は東京・千葉方面へ行くわけでございますが、幸中にあつては、現状では長崎・熊本方面へ計画しております。南部中学校は、山梨・静岡方面へ計画しております。北部中学校にあつては、現状まだ詳細が決定していない、検討中でございます。

小学校にあつては、時期的なもので変更を今現状で私が把握しているのは、坂崎小学校が9月下旬から12月中旬に変更しております。それから、中央小学校が11月の下旬から12月の中旬に変更しているのを確認しております。行先にありましては、通常小学校は京都・奈良もしくは奈良・京都というような、そういった形で行くのが通例かと思っております。それで、今、行先の変更を確認しておりますのが、深溝小学校につきましては、深溝小学校は10月下旬に計画しているわけでございますが、当初奈良・京都へ行く予定が、奈良へ行って、愛知県に戻ってきて宿泊をして、犬山で研修をして帰ってくるというような、ちょっとそういった変則的な形での行程に組み替えたという連絡をいただいております。荻谷小学校については、今、変更を検討中だということで、ま

だ詳細については決まっていないというような形で、今現状は報告を受けております。これは後ほど資料提供ということでございますので、提供させていただきます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 発言者に申し上げます。1分を切りましたので、よろしく申し上げます。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ぜひ何とか実施できるということで検討されているというふうに思うわけでございますけれども、やはり予算が上がったからキャンセル料ありき、こういうことに胡坐をかかないで何とかお願いをしたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、私どもがキャンセル料を計上させていただいたのは、キャンセル料があるから安心して胡坐をかかすという発想ではなくて、最大限行く可能性を求めていただきたいということでぎりぎりまで判断を延ばせるように、キャンセル料が出て構わないからとにかく子どもたちに修学旅行を行かせるように頑張ってくださいという意味合いでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） まず、三ヶ根まちづくり推進事業439万4,000円についてお伺いをしてまいりたいと思います。

先ほどからいろいろ出ております。三ヶ根駅エリア内の歴史的施設への訪問を喚起するためスタンプラリーを行って、終了者へ施設や飲食店の料金割引券などを配付するという事業であります。ここで言う三ヶ根駅エリアとはということで、先ほどいろいろ答弁もされました。神社・仏閣、そういうところをやっていくと、郷土資料館も含めて。12か所がもう決まってるということでございますが、具体的に12か所決まっているならば、その施設をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 実施に当たっての内諾を頂いているということで、報告のほうを頂いたところでございますが、郷土資料館、それから深溝神社、それから素戔鳴神社、それから羽梨神社、それから本光寺、長満寺、三光院、松林寺、円超寺、浄円寺ですかね、これは逆川にあるところですけども、それから円宗寺、深溝断層というふうなところで、今のところは12か所をまずはスタンプの場所としたいということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 郷土資料館とあと断層、また、そのほかは近隣のお寺ということでございます。長満寺、本光寺、三光院だとか、深溝城跡ですかね、すみません、それが決まっているということでございます。

これは、スタンプラリーの対象者をお聞きをしたいわけでございますが、先ほど答弁

のほうで対象者は限定をしないということをちらっと言われたというふうに思いますが、私は対象者は町内の住民かなというふうに思っておりました。1人、年齢も関係なく、保育園児から高齢者まで全ていいのかなとは自分自身は理解していたわけですが、対象者は限定しないということは、例えば町外もありということでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） そうですね、これは確かに町内中心の事業であるというふうに位置づけているところではございますが、基本的にこの情報自体がやはり町外にもこれは発信される部分もございますので、町外の方も参加していただくことは可能であるというふうに捉えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 町外もありということで、今、言われました。私もスタンプラリーという、郷土資料館で行われるおひなさま祭りだとか、ああいうところのスタンプラリーは毎年行っているわけでありますが、このときの対象者というのはいろいろな町外からいらっしゃいます。しかし、それは共通したいろいろなスタンプラリーをやっている郷土資料館の共通の中でスタンプラリーをやって、それぞれ幾つ施設を回ってスタンプが溜まったらこれを頂けますよという、それは共通の中で差し上げているものなんですよね。抽せんをやったりだとか、幾つスタンプが溜まったら例えばファイルをもらえだとか、そういうのが決まっているというふうに思うわけでありますが、町外もということは、幸田町以外ということは以外の人たちにも恩恵がいくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 恩恵といいますか、確かにこの事業に参加いただくということにつきましては同じような内容でありますので、スタンプを集めていただいた方に記念品、こういったものもお配りするということになるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） それで、施設・飲食店は町内施設だけではなくて、町外の施設・飲食店等も利用できるということで先ほど答弁で言われたわけですが、ということは、先ほども言われましたチラシというのはどこまで配られるおつもりであられるのかということをお聞かせを願いたいし、やはり蒲郡、岡崎、西尾のほうへ配るなら、反対に向こうの様々な事業の中で幸田町も恩恵が受けれるような、お互いにそういうことができるような私は事業にさせていただきたいなというふうに思うわけでありますが、町外の施設・飲食店などを応援する理由というのは何かあるのでしょうか。そして、また飲食店等で先ほどは蒲郡市内にも一部あるということを答弁されというふうに思いますが、その一部とはどの辺のことを言われるのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） このチラシを積極的に町外に出すというところまでは、基本的には予定はしていないというふうに思っております。基本的には、今現在でも町内のそういったところにお見えになっていただく方々ですね、そういった方々が町内の方ばか

りではないということもありますので、そういった方にもこういった事業があるというふうにはPRのほうはできればというふうに思いますので、町外にいてほとんどあまり関心のないような方々に積極的にPRするというようなものではないというふうには考えているところではございます。

また、蒲郡市内といっても誘客施設ですので、公共的な部分でいくとラグーナですとか竹島水族館とか、そういったような部分は想定はしております。特に飲食店等を細かく指定するというような考え方のもではないということではございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。積極的には町外へはPRをしないと。ただ、確かに近隣で幸田町へ散策してみえる方はたくさんいらっしゃいますので、そういう人たちにも恩恵をということで分かりました。町外の施設はラグーナとか水族館を予定しているということでもありますので、分かりました。

先ほども質問がありましたが、歴史的施設というのは三ヶ根駅エリア以外でもあるというふうには思います。例えば幸田文化財にウォーキングマップというのがあります。初級、中級、上級のこれらのマップの中で歴史的施設を町としてもPRしているわけではございますが、ここについては横展開をする可能性もあるということで先ほど答弁をされておりましたので、ぜひともここ以外でも幸田町内にはたくさん歴史的施設はありますので、この辺についても今後の考え方の一つに入れていただければいいかなというふうには思っております。

それから、訪問者の目標が1か月で620人、5か月で3,100人を想定されているというふうには言われました。月1回の抽せん会をやって1人1万円の云々を出すということと言われましたが、その費用対効果というのは、先ほども少し答弁されたかというふうには思いますが、その効果というのはどのぐらい考えておられるかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 確かに今回の事業につきましては、歴史的な施設への訪問ということに関しましては、当然そこにはウォーキングを伴っていくということを想定しておりますので、現在こういった事業につきましては、町内におきましても他の部局におきましてウォーキングマップなどで、そういったことでウォーキングに誘導するような事業というものは行われているわけではございますので、そういったところと調整を横断的にこれについてはまた今後考えていけたらいいかなというふうには考えているところではございます。

そして、また費用対効果ということでございます。具体的にこれによって幾ら効果があるというところまでは積算をしているものではございませんが、1か月に620人、ですからこれは土日が50人、平日が10人というような中身であったかというふうには思っておりますので、現在のこういったものによりまして訪れる方の人数が、これは倍々となるというふうには思いませんけれども、この5か月目にはかなりの訪問者を上げていけるようにはしていきたいというふうには思っているところではございます。ちょっと具体的な数字まではお示しできませんが、そういった面でこの制度がこの地域を中

心に周知できまして、気軽に参加いただけるようなことを地元の団体の方々にも働きかけていきたいというふうに思っておりますので、そういった方々がみんな参加できるような雰囲気ができていくといいのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。抽せん会もあるということでございますので、人間何でも当たるとうれしいかなというふうに思いますので、せっかくやられる事業でありますので、成功に終わるようにバックアップはしたいというふうに思っております。

次に、認定こども園等支援事業、この中の児童福祉施設等職員応援金40万円についてお伺いをいたします。

先ほども藤江議員からもお話がありましたように、やはり、これは職員というふうに書いてあるわけでございますので、施設に一施設当たり5万円の応援金を支給するのではなくて、職員に渡すようにということを質問しようかなと思ったわけですが、先ほど保育士等の福利厚生だとか、職員の健康面、そういうことに合わせて総合すると個人への喚起に当たるということで答弁をいただきました。しかし、コロナ禍の中で勤務を続けた保育士など、児童関係施設で働く独自の慰労金を支給する自治体も増えております。例えば山形県は、保育所、放課後児童クラブ、幼稚園、児童養護施設などで働く約1万3,000人に1人当たり5万円を支給をしております。岡山県の倉敷市は、保育士らに1人最大5万円を支給、大阪市の河内長野市も約900人に市内で使える商品券2万5,000円分を支給しております。また、愛知県の名古屋市では、県の支援金に上乗せして保育所などに一施設5万円、あま市では認定こども園や放課後児童クラブなどに一施設10万円を支給をしております。この中で、本町は放課後児童クラブへの支給が入っていないわけでございますが、その辺についてのお考え方をお聞かせを願いたいと思います。

それから、この応援金は先ほどありましたように、応援金とありますが施設へ出すわけでございますが、使用目的などどのように使われたかということを知る予定があるかどうかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから御指摘いただきましたように、スタンプラリー事業の準備をしっかりと整えまして効果が上がりますよう、今年度、努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 児童福祉施設等職員応援金についての御質問であります。先ほども申しましたとおり、この給付金につきましては、愛知県が民間の保育所を始めとした児童福祉施設や私立幼稚園に対しまして一施設当たり10万円を支給することといたしましたので、幸田町も同様に5万円ではありますが支給をするというものであります。

こちらにつきましては、施設の設置者、事業者に対して支給するというので、先ほども申しましたとおり、職員個人に支給するものではございませんが、この交付に当た

りまして申請のときに職員の慰労金ですとか一時金など福利厚生ですとか、感染防止のための衛生用具の購入など、あくまで職員のモチベーションの維持や活動の促進等を図るために使っていただく旨の誓約書を合わせて提出をいただきます。そういったことで直接職員に支給ではありませんけれども、職員に還元されるものというふうに考えております。そういったことで、愛知県のほうもそうですけれども、その辺をしっかりと調査するかどうかということはまだはっきりとは決めておりませんが、その辺もしっかりとやっていただくということで支給するということでもあります。

それから、児童クラブの関係ですかね。児童クラブにつきましては、この応援金につきましては民間福祉児童施設の中には17種類の施設が想定をされております。当然認可保育所ですとか認定こども園、そういった施設ももちろんですけれども、放課後児童健全育成事業いわゆる児童クラブにつきましてもその対象となっております。でありますけれども、幸田町の場合は現在は民営の児童クラブというのはございませんので、たまたま該当するところがないという状況であります。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 放課後児童クラブは民間は直接はないわけですが、内容的には民間の事業者も幸田保育園の児童クラブは入れているわけですが、これは民間といえども施設は小学校を使っているからということで理解してよろしいかということ再度お聞かせを願いたいというふうに思います。

次に、保健衛生一般事業の医療機関支援金、これは藤田医科大学岡崎医療センターに5,000万円を支援金として出すものでございます。これは様々議員の皆様から質問がありました。支援金となった経緯をお聞かせを願いたいわけですが、先ほどから赤字経営であったりだとか、幸田町と医療センターとの協定が結ばれているだとか、様々なお話がありました。また、町長からも熱いメッセージがございました。医療だけではなくて、福祉、介護、リハビリ、総合的なものも幸田町は協定を結んでいるということも言われました。それは支援金となった経緯は分かったわけでございます。

そして、また次に聞きたいことは、町内の他の医療機関はということでお聞きをしたかったわけですが、これも先ほどの様々な議員からのお話の中で大体理解しました。岡崎の医師会との調整はしてあったけれども、なかなか時間がかかってできなかったという、そういうことも聞きました。思いはあるけれども、なかなか進まなかったということもありますし、また、今後、医師会との話がつけば進めていきたいということもございましたので、これは本当に町内にある医療の方たちは私たち町民の全員の健康面を見てくださいという医療機関でございます。小児科や薬剤師それぞれあるかというふうに思いますが、私も整形と内科を受診しておりますが、この緊急事態宣言のときは本当に患者さんがいませんでした。ただ、どうしても行かなければいけなかったので通院したわけですので、この地元の医療機関も本当に大変な経営状態ではなかったかなというふうに思いますので、これも町長が先ほど述べられたように、将来的には考えていきたいということでございますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。

それから、他市からの支援金はあるかということをお聞かせをしたいと思います。

たが、これも町長また部長からの様々な答弁を聞かせていただいて、岡崎市との関係は分かりました。町独自でどうしても今回はしていかなければいけなかったということも重々分かったわけでございます。

また、厚生労働省からこの医療機関にはクルーズ船のダイヤモンドプリンセス号の新型コロナウイルスの感染者を受け入れたわけでございます。ということは、先ほど少し言われましたが、国からの補助金というのは絶対にあったというふうに思います、ここの医療センターには。また、感染者を受け入れている病院はということで市民病院と、たしかここの病院も受け入れているのではないかなというふうに思います。ということは、ある程度補助金というのはあるのではないかなというふうに思うわけでありますが、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

それから、藤田医科大学というのは豊明にもございますし、また豊明は藤田医科大学病院という病院でございます。また、名古屋の中川区にも藤田医科大学ばんたね病院というのがあります。ということで、これらの地元の自治体からの支援は、こういうところは受けているのかなというふうなちょっと一つ疑問がありましたので、もし分かって見えるなら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） まず、最初の補助金の関係ですね。愛知県が今回9月補正で上げている医療機関支援金というものがございます。新型コロナウイルス感染症患者及び疑い患者を受け入れる医療機関を支援しますと。この予算額が421億弱ですかね、予算額として上がっているところであります。これは患者の受入体制確保推進費補助金、設備に関する整備費補助金ということで、このほとんどが患者受入体制確保推進費補助金であります。これは4月から県が依頼して病床を確保してもらっている病院、こちらの病院に対するもので、ICU、HCU、一般病棟というものがございまして、それぞれ金額がやはりICUが一番高くて1床当たり30万1,000円、それからHCUが1床当たり21万1,000円、それから一般病棟のほうは1床当たり5万2,000円ということで補助金を出す予定だということでございます。

それから、豊明にある医科大学病院、それから中川ばんたね病院、これも関連病院でございますけれども、病院の方にお聞きしたところ、今のところはそういった支援を受けているということはないということをお聞きしております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 大体分かりました。それぞれの県からの支援、補助金があるということでお伺いをいたしました。

今回この質問に当たりますと、この支援金5,000万円については6名の方々が質問をしました。ということは、私たち議員は住民の皆様から付託をされ、また議会であったことを皆様にお伝えする使命があるというふうに思います。でありますので、この6名からの質問というのは本当に重く受け止めていただきたいと思いますというふうに思います。この5,000万円についての内容の支援金については重く受け止めていただきたいと思いますのでありますし、また一番初めに質問をしました三ヶ根まちづくり推進事業、これも6名の方々が質問をされました。質問されるということは、なかなかこれを出さ

れただけでは私は理解できなかつたなということで質問させていただいたわけでありまして、ぜひともこれが可決した折にはしっかりとした効果が現れるような、そういう事業として、また支援金としていついていただきたいと思う1人でございます。

次に、商工業の振興事業について伺いをいたします。

これは国の事業と合わせまして、町では10万円の100事業所を予定しているということでございます。今回、補助金の申請方法の詳細をお聞きをいたしたいというふうに思います。家賃の支援給付はオンライン申請ということが言われているわけでありまして、幸田町はどのように申請をしていくのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、国の申請受付は7月14日から始まっておりまして、本町はいつから始まって、いつまでなのかという期限などをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 町のほうの申請の詳細ということでございますが、町への申請方法といたしましては、まず町の定める申請書に経産省が発行する交付決定通知書、それを交付が決定されたことを証明するもの、決定通知書の写しになろうかと思いますが、そういったものを添付していただきます。そして、個人と法人で上限額等が違いますので、法人番号が分かる書類、また個人事業主は身分証明、運転免許証などということになりますけれども、あと振込先の分かるものと、そういったものを添付して出してくださいということになります。

また、支給要件は基本国に準ずると、そういうことにしたため実質の審査につきましては経産省が行うこととなります。先ほども申し上げましたが、それに伴います証拠書類等は町には必要ないよと、そういうことでございます。

あと、期限につきましては、町の申請の受付は令和2年10月1日から3年の2月26日までとさせていただきます。役場の開庁日で産業振興課の窓口での受付といたしますが、郵送でも可能としたいというふうに考えております。なお、国のほうの申請受付は、終了が1月15日ということでございますが、町では国の交付決定を必須というふうにしておりますので、町は国より1か月半ほど遅らせる形というふうにさせていただきます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 先ほども質問があったように、やはり周知方法また申請方法をしっかりと周知をしていついていただきたいというふうに思います。今、言われましたように、申請期限は10月1日から来年の2月26日ということで、国よりもちょっと遅いのかなというふうに思うわけでございます。窓口は2階の産業振興課でいいのかをお聞かせを願いたいと思います。

それから最後に、国の町内の家賃とは大体平均家賃はどのぐらいかというのと、10万円上乘せの根拠をお聞かせを願いたいと思います。それから、国の交付金と合わせてそれぞれの事業主が支払っている家賃の国と町のこの補助金で何割ぐらいが補填されていくのかというのを、把握されていたらお聞かせを願いたいというふうに思います。1

00%は無理かというふうに思いますが、かなりの割合では補填できるのかなというふうに思いますが、その辺についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、平均家賃ということでございますが、その事業所の場所がまず市街化区域ですとか調整区域、そして職種、建物か駐車場なのか、また建物と土地ですね、合わせてなのとかいろいろな要件があるわけです。さらに、その面積がどのぐらいですとか、その土地が国道についてるのか、県道つきか、それ以外なのか等々、そういった条件でかなりの違いがあるようなことがございます。町にはその辺の資料は基本的にはないということですが、商工会のほうへも確認しましたが、すぐにそういったものを単純に一律的に平均家賃として出すことというのはちょっとできないなということで御理解いただきたいなというふうに思います。

次に、10万円の根拠ということでございます。まず、町内の幾つかの物件は聞き取り等調査をいたしております。その中の主なところでは、例えば駅前の100平米ほどの土地・建物、これが月20万円ぐらい。それで、ちょっと上がって芦谷要善の辺が70平米の物件で月17万円ぐらい。大草の商工会あたり、あの辺ですと130平米の物件が月20万、国道248沿い、これが少し高いわけではありますが、これは調整区域ではあるんですが、180平米の物件で40万、613平米の物件で65万、この辺は坂崎のほうだと思います。あと、200平米の物件でもやっぱり月65万とか。面積に違いがあっても金額は一緒ですとか、いろいろなことがあるようです。それで、あと相見の辺でもちょっと聞いてみましたら、ここは700平米ぐらいで83万と。そういったようなデータはあります。

例えばサンプルといたしまして、役場付近はどうかということで、役場の県道沿いで100坪の土地と建物の借賃といたしましては30万円ほどであるというふうに、そういった事例がありました。例えばこれをモデルケースといたしまして、まず国の制度に当てはめると月額30万円のうち3分の2ですから20万円が6か月分払われると、120万円もらえると。残りの、そうすると30万円引く20万円が10万円掛ける6か月、これが自己負担、60万円が自己負担ということです。そして、町からはこの自己負担分の60万円のところに充てていただくということで、これがたまたまこの事例ですとちょうど1か月分にはなるんですけども、10万円を補填すると、そういったことになります。家賃等は、先ほども言いましたが、ばらつきがかなりございますので、今回の補助金は自己負担分のほうを、国のほうは半年分ということでございますが、めどといたしましては30万円ぐらいなら1か月分ぐらいは補填できるかなということで、自己負担分のほうを少しでも支援したいということで、町におきましては一律10万円ということで決めさせていただいております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時09分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6番、黒木一君の質疑を許します。

6番、黒木君。

○6番（黒木 一君） 修学旅行のキャンセル等については、多くの議員の方々から僕が考えていたことをほとんど述べていただきましたので、一言だけ言わせていただいで終わりたいと思っています。

今の今度の旅行の対象者は、今年の行事が縮小するかほとんど中止と。一番の楽しみにしていた修学旅行もどうなるか分からないということだったんですけれども、先ほど教育部長の答弁を聞いて、前向きに実施を考えているということだったので安心しました。今後は、その実施に向けての計画のサポートをより強固に行っていただければと思います。そして、今はやってるコロナ対策では、生徒児童の旅行日前までの体調を整えるよう指導してもらって、また旅行先の状況を実施する場合の判断基準としてどうしていくかということを決めていただいで、ぜひ実施していただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるとおり、やっぱり学校生活におけるこの6年間、3年間の修学旅行の位置づけというのは、最大のイベントであると思います。私自身も修学旅行の思い出は今でもございます。そういったことから、何としてでも今のコロナ禍の中で行けるような状況であるならば行っていただきたいと考えております。そういった面で、今後、先生方の御苦勞もあろうかと思いますが、教育委員会といたしましても計画、そういった方面でのサポートをしっかりいたしたいと考えております。

また、保護者にもお願いをするわけでございますが、児童生徒の体調管理にはしっかり万全を期していただいで、当日体調が悪いような、そういったことのないようにしていただくとともに、また旅先の状況は刻一刻と変化しておりますので、そういった情報収集についても万全を期してまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 6番、黒木一君の質疑は終わりました。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） では、私からは大きくは4つほど質問をさせていただきます。

先ほど来、皆さんのお話、答弁を聞きまして、あらかじめ理解はしてきました。

まず、最初が15総務費の企画にあります三ヶ根駅の件であります。エリアのほうのスタンプラリーを行うということで、お話の中で、私たちが公式に今情報を頂いているものが、以前の15施策の一覧表のレベルでしか実は情報をもらっていないものですから、いろいろと御質問がありましたが、多分全体像がまだちょっと見えてないことがあるのかなというふうに今感じておりますので、かいつまんで全体像の説明をちらっとしていただいた上で話を進めていくべきかなと思っています。

今までの答弁の中では、ぐるっと回る12か所のところは、いわゆるサイクリングマップのところに近いルートかなと思っています。ぐるっと断層も含めて回るというこ

とですので、そういうところも含めてまず全体像を少しかいつまんでお話をいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 全体像ということでございます。確かに、すみません、情報がまだまだお手元のほうに届いてないということについては大変申し訳なく思っております。三ヶ根未来工房のほうで、これは主に事業のほうの推進主体になってくるわけですが、そういった中でラリー用のチラシですとか、あるいはスタンプ台、それからどこで使えるのか、いわゆる地域支援割引券ですね、こういったようなイメージについては、今、逐次イメージ作りはしているところでございます。先ほど来、申させていただいておりますように、まずはチラシに基づきまして深溝地内の歴史的施設ですね、先ほど12か所を御紹介させていただきました、こちらのものところにウォーキングなどが中心となって訪れていただきまして、スタンプをその中から3つ押しいただくと。そういったことで応募の権利ができますので、それを受付用のポストのほうに投函していただきまして、これは恐らく1か月ごとに集約していくものだというふうに思っておりますけれども、まず応募いただいた方々には記念品のほうを後日発送させていただきますと。その中には、これは未来工房が作っております深溝辞典ということで、深溝の史跡などを紹介したような辞典というものを手作りで作っておりますので、これをまずお送りするという事です。そして、あとマスクですとか、1,000円相当の施設利用又は飲食店でできる支援割引券ということをまずはお送りさせていただくものでございます。そして、さらに月に1回マルミファーム様から提供いただきますやまびこ豚セットを抽選で当選者の方に1名ですけれどもお送りするという形になっていくということでございます。そして、これは月内では1回しかこれは応募ができないものですが、5か月ございますので、毎月応募していただくことは可能になってくるわけでありまして。ただ、そういった場合におきましては、辞典ですとかマスクなどは、これは一度最初のときにだけお送りするというものでございまして、以後は1,000円相当の地域支援割引券のほうの送付のみというふうな形になってくるというふうに想定をするものでございます。そして、地域支援割引券につきましては、これも随時未来工房の職員が地元の商店などをそれぞれ訪問いたしまして、使えるような調整のほうを働いているところでございまして、今、先ほどの蒲郡の2件も含めまして26件ほどの利用の協力店のほうを集めておりますので、そこら辺のものもチラシの中に記載させていただきまして使っていただくということになります。使用期限は一応年度内ということで、こちらは3月末までに御利用いただくことを想定しているというものでございます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 分かりました。今のところが、今、企画をしている姿で、ほぼありたい姿に今考えているものはなるのかなと思っております。今回は効果をやっぱり、このコロナの支援としてのどういう効果を狙うかというところが大変重要なかなと思っております、このイベントを開催することによって得られる効果と、そのイベントを開催した後に得

られる効果と多分2つ種類があるのかなと思っています。今までのお話を聞いてますと、やっぱり狙いは人を呼び戻したいというところだと思いますので、そういった面からいきますと、やはり効果として狙うのはリピートしてくれる人が増えるだとか、広くいろいろなところから幸田に興味を持ってもらった方が訪れるだとか、そういうことかなと思います。なので、一見さんが増えるという話と常連が増えてくる、いつも回してくれるみたいな形を思い描いているんじゃないかなと考えます。そうなったときに、先ほどの商品券だとか特典が参加賞も含めてあるわけですが、そういったものを出しながらやられるんですが、あくまでそこは付録ということで、本来であれば、やっぱり来てもらった方にリピートをしてもらうことが、商品ではなくその行ったスポットの魅力ということでリピートしてもらい形にもっていかないと、これは長続きをしないし、一発で終わってしまうような形になりかねないという懸念を私自身は持っておりまして、そうすると、どういった形でそういったイベントを回していくことがいいのかというところを考えなければならぬと思っています。先ほどお話がありましたけど、10月1日からやりたいということで来月スタートしたいということですので、あまり大きな変更もできないのかなとは今思っていますが、やっぱり効果を得られるようにするためには、変更が必要であれば時期をずらすことも検討しないかなかなとも思いますので、そこはよく考えていかないといかんところだと考えます。

例えば、これは3つ目の質問にあります。自発的に町内外からスポットに訪問してもらおうようなことが活性化するような状況、これを作り出す、こういったイメージを私は持っていますので、広く世の中に幸田町のそういったスポットの魅力を広散する、そういった考えを少し聞かせていただきたいと思っています。私がイメージするのは、よく仕事でも出かけますが、出先がどんな状態になっているか。例えば駐車場があるかだとか、どこに入口があるかも含めて、実はグーグルマップというのを私は使っていて、行く前に航空写真でそのものの場所をいつも確認します。例えば町内でいきますと、今回のスポットに入っている郷土資料館、あそこを見ますと実はロコミだとか、そこで撮った画像がぱっと出てきます。どうも世の中の皆さんの郷土資料館のイメージは銀色の飛行機です。あの写真がバーンと出てきて、これが幸田の郷土資料館だというようなふうには実はそれを見ると見えるんですね。その飛行機に興味を持たれた方がすごくたくさんいるみたいで、写真を見るとその飛行機が半分ぐらい載ってまして、最近のガラスの展示も実はもう既に載せられているような状態になってますので、興味のある方は実際にそういった手法を使って、自分が感動したことを広くみんなに知ってほしいという手法をとられるようです。これは誰かが頼むことではなくて、本人に自発的にやっていただくことだと思っています。ロケツアーリズムの話にしても、以前、町長がアイドルが映画撮影で来たときにSNSで拡散されてすぐに来たというようなことと多分通じるころがあると思っていますので、そういった魅力の拡散について少し考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから御提言いただいた内容につきましては、まさにそういったことが本当にこの事業を進めていく上で重要な視点であるというふうに

思うところでございます。確かに地域の優待券のような券を出すことによって来ていただくという、それだけで終わってしまっていると、やはりその後が続いていかないということでは、この制度が終わったとたんにもたまたま人がおらなくなってしまうよということになってしまうものであるというふうに思っております。ですので、議員も申されましたように、実際に訪れる先のスポットですね、そちらのほうの魅力をどのように発信していくかということであるというふうに思っております。確かに訪れた方々につきましては、御自身の発信の手段によりまして、自分が見て感じたことを本当に不特定多数の人に発信していただけるもんだというふうに思っておりますので、改めてそういったものを期待する部分もでございますし、それから若干チラシには名称とか見どころの捕捉書きは加えているところではございます。実際は確かにそういったものを見ていただいて、リピーターの方には既に周知の内容なのかもしれませんが、それを見ていただいて新たにこの地域のお寺・神社などにちょっと興味を持っていただいて、ちょっと行ってみようかなというような思いになるように、この資料についても、これは調整をしていきたいというふうに思っております。この案についてはできているところではございますが、もう一度そういった面で興味がわいてこのラリーに参加したいというふうな思いになるように、その辺の資料も併せて調整のほうができていければいいのかなというふうには思うところでございます。そして、また町内でもタウンプロモーションか何かで町の魅力などの発信も、これも同じ企画の部署ですけれども行っているところもございますので、そういった中で広くこの事業についてのまずPRのほうをして、その中で訪れていただく先の魅力についてももしっかり発信できればいいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ぜひ、せっかく439万4,000円も使いながらやる事業ですので、効果の最大化というのを狙って進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問です。これも企画費になりますが、宅配ボックスの設置事業が今回補助金で600万円ということを出しております。これは宅配業者の接触、それから町民の目線での宅配利用者の目線でも接触を減らそうという思いで出されているというふうに資料には書いてありまして、説明も受けておりますが、そういった理解でいきますと、宅配されてくるものが家に届いたときにどういうふうな行動をとるか想定しながら、接触しないように受け取るということを思い描いて考えられているのかなと思っております。ただ、これは私は自宅に宅配ボックスを去年の暮れにつけたんですが、実は万能ではなくて、インターネットで購入することが私は比較的多いのですが、宅配ボックスに入らないものは当然手渡しになってしまうんです。どんなものがあるかということ、うちがつけたものはちょうどランドセルが3つがばっと入れても入るぐらいの、いわゆるちょっと大きめの正方形に近いものをつけています。中にはスリムタイプといって缶のビールケースががばっと入ったら満タンになっちゃうのもあるのですが、比較的大きいものをつけたつもりなのですが、細長いような棒状のものを買うと斜めにしても実ははみ出してしまっていて蓋が閉まらない。蓋が閉まらなるとロックができないから、業者の方は入れずに不在通知で入りませんというのを出して、実は後からいつ配達するんだとい

うことを問われます。そういったことがありまして、実は何でもかんでも入るかと言われると、そうでもないんですよ。実際にこれは600万円の予算をつけて1人4万円の補助があるとしても、今、宅配ボックスというのは地面に完全に固定してしまうようないわゆる機能門柱、表札とポストと宅配ボックスをセットにした機能門柱のような形と、あとボックスタイプで置いたものを固定しておくようなタイプといろいろあるのですが、工事費が当然かかってくると思います。そこまでの費用を出してこれを実際に設置したときに何が起こるかという、もともとつけたかった方にとっては全然ありがたい話なのですが、いわゆる万能に近いイメージでつけられてしまうと、多分あまり効果としてはこんなはずじゃなかったというようなことになりかねないのかなとも実は懸念をしております、しっかりと利点を明確に言った上で選択をしてもらう必要があるかなと思っています。

今回はそういった面で行きますと、実は既存で宅配業者さんが不在が多いという問題点から配達する場所をいろいろと変えて、不在をなるべく減らす活動もやっております、実際にコンビニの受取ですとか、あと町内でいくとクロネコヤマトのヤマト運輸さんが拠点を持ってますけど、ああいった営業拠点で受け取るだとか。営業拠点の前に実は宅配のロッカーが用意されてまして、そのロッカーに入れて、そこを開けて勝手に持っていくような手法も実は存在をしています。そういった既存の手法がある中で、今回この宅配ボックスを選定した理由ですね。そのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。いろいろと既存のものを利用すると、実はタクシーでそこまでドア・トゥ・ドアで行ってもらう費用を補助すると、別に宅配ボックスが家になくてもやれちゃうかなだとか、あとこれだけの費用を見ますと、23区の行政区にそれぞれ公民館に1個ずつ大きなロッカーをつけてあげても、1か所28万円ぐらいで多分同じ金額で設置ができるのかなと思ったりもしますので、そういったことも含めてほかのアイデア等とも話し合われたのか、内容がありましたら教えてください。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（薮田芳秀君） まず、スタンプラリー事業につきましては、確かに439万円という総事業費がかかるものでございますので、最大限の効果を上げていくということは必要な狙いだというふうに思いますので、しっかりとこの辺の準備を整えまして、効果を上げれるようにしていきたいというふうに考えるところでございます。

そして、また宅配ボックスのものですね。これにつきましては、宅配事業者がいろいろな手法をもってして不在になってしまっている部分を軽減させるという思いの中で、様々な取組をされてみえるというものであるというふうに思っております。そういった中におきまして、特にほかの地区でも行っているような事例もあったということもございましたので、そういった先進例にも倣った上でこういった事業にも取り組んだらどうかというふうに考えた次第でございます。

運用の中におきましても、個人に助成するのか、あるいは職場に置いて、必要な人が必要な物を買ってそこへ入れていただいて、帰りに持って帰るような仕組みとか、いろいろ案というものはあったかなというふうには思っておりますけれども、議員がおっし

やいますように、このボックスがあれば全てのものが解決するものではないというふうにも思いますので、いろいろな手法を組み合わせる中でこれは一つの解決策だというふうには思うところでございます。種類もいろいろ出てはおりますので、ただ、特定の大きさを買ってしまふとそれに入らない物は確かに別途受取になってしまうということになりますので、そうなった場合にはほかの配達店での受け取りですとか、そういったような方向で受け取っていただくようなことをお願いするというものになるのかなというふうに思います。そういったような経緯もございまして、今回は1件当たり4万円を限度ということでございますので、これも本体価格の部分の2分の1、上限4万円という形になっております。当然これにつきましても設置工事費などは別途となっているというものでございますので、必要な方にこれはもちろん使っていただくということで、きちんとPRをしながら、買ったけれども、こんなことではちょっと使い手が悪いということにならないように、これはしっかりとPRをした上で利用をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 内容は分かりました。

1点、対象のところが、これは町内在住者が対象なのですが、やっぱり今の話ですと、設置してもらふということを見ると、町内に設置していただくという条件も入れておかないと、ボックスですので、町内の方が買うんだけれども岡崎の子どもにあげちゃったとかいう話だとちょっと意味がなくなっちゃうのかなというところも感じますので、条件のところはしっかり決めた上で運営していただきたいなと考えております。

それでは、次の質問にいきたいと思いますが、これは民生費のところになります。高齢者へのマスクの支給の件であります。

今回、不織布マスクを選定をされて支給をしていくということでもあります。最近はやっぱりマスクをつけて私たちもしゃべるようになりまして、かなり不織布のマスクは菌を通さないという機能面ではいいんですが、やっぱり私たちがやっても息苦しさをを感じるようなものでした。特にこの夏を越えて暑い時期だと汗でぬれてしまふて湿つてくると、なおさらに息がしにくかったり、どうしてもやっぱりつけているものを浮かせようとするようなことが頻繁に起こるようになってしまひまして、今回これは私は違うマスクをつけてますけど、通気性のいいマスクだとかいろいろ今は市販をされています。先ほどいろいろと答弁の中でも質問の中で出ましたが、種類がたくさんある中で今回もやっぱり不織布マスクにしたという理由が明確に伝わって、その活用の仕方、使い方を正しく使ってもらふようにしむけないと、そろそろマスクの使い方が悪くて気になるような方も出てくるんじゃないかろうかと懸念をしておりますので、この不織布マスクを選定した考え方ですとか、そのPR、告知のほうですね、教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 宅配ボックス事業に関しまして、今、議員が申されましたような、当然やはりこれは幸田町内に設置していただければ、町が予算を出してる意味がございませんので、そういった議論も確かに政策形成過程の中にはあったかというふ

うに思っておりますので、きちんとその辺はPRをして町内に設置していただくように、これは取り扱いたいというふうに思うところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 使用環境に最適なマスクをとということでございます。不織布マスクに限らず、やはり先ほど議員が言われたように、汗をかいたりだとか、水にぬれたりだとか、そういったときに苦痛を感じる場合がございます。スポーツジムとかだと、よくそこで支給されるものについてはかなり通気性のいいもので、機能的にも優れていて気持ちがいいというふうに、そういった方からお声を頂いたこともあります。使用環境に応じたマスクの選択、使い方は重要ということで、私自身も夏場は今現在も麻でできているマスク、それから出張等で外へ外出して多くの方に会いそうなときは使い捨てができる不織布マスクといった形で、選択をしながら使っていると。これは皆様がいろいろな場面の中で多種多様だというふうに思っております。

大まかにマスクの種類としましては、高機能な医療用、防塵対策としての産業用、飛沫防止や花粉対策としての一般用と、世間では大まかに3種類というふうに言われているかと思うんですけれども、新型コロナウイルス感染症から身を守るために常にマスクを手放せない状況となっている中で、暑さ寒さ季節によりその素材を使い分けていく必要があるということでもあります。

今回、購入予定の不織布マスクにつきましては、熱や機械、化学的作用により繊維を接合させた薄いシート状の布を使用しております、通気性が良く、花粉や菌、ウイルス飛沫など細かい粒子を保守するというのに優れております。さきの御質問で答弁させていただいたとおり、全国マスク工業会規定のバクテリア飛沫、ウイルス飛沫、微粒子それぞれのろ過効率を99%カットするという、そういった規定をクリアしたものとなっております。不織布マスクにつきましては、一般的に使い捨てマスクと言われるように、汚れたら気軽に取り替えることができるため、かなり衛生的で布製マスクのように毎回洗って消毒をしてという作業により高齢者に負担をかけることなく、感染症予防に役立っていただけるものであると考えております。また、飛沫を抑える効果は、布マスクよりも不織布マスクのほうが高いとも言われているところです。さらには手軽な価格で購入できると。こうした様々な理由から、この不織布マスクを支給するというに至っております。特に高齢者の方には十分感染症対策をしていただきまして、御自分で専用のマスクをお持ちの方は併用していただくなどすれば、この2か月それから3か月ということで、今年度いっぱいまでお使いいただけるというふうに思っております。これから迎える冬を乗り切り、御自分と身近な人の命を守っていただきたいと思っております。

また、最後に言われました告知の方法ですけれども、前回お配りした際には、告知がなされないままお配りしたものですから、様々な後で電話を頂いたり、問合せを頂いております。ですので、ホームページを含めまして、いろいろな手段を用いまして先にお知らせをして、それからお配りしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1 番（田境 毅君） ありがとうございます。内容がよく分かりましたし、告知はぜひ
よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問は、先ほど来、お話がいろいろありました。いろいろな実情に基づいて戦
略的などころも含めて、こういった形で5,000万の医療センターへの支援をするこ
とです。町長もおっしゃってましたけど、一点支援感があるというのは、やっぱ
りどこまでいってもこの文章というか、この表示だけを見てしまうと、やはり皆
さんも感じるところだとは思ひますので、よりしっかりとそういった言える部分で
の思ひをきちんと伝えた上で進めるべきことだと思ひますし、ほかの方からも質
問がありましたが、何回も繰り返すような五月雨式な状態になってしまうことは
あまり良くないと思ひますので、やはり狙いと方針をしっかりと固めてこうする
ということを伝えていかないと、なかなか納得感は得られないし腹に落ちにく
ところだと思ひますので、ぜひその辺を配慮いただきながらお願ひしたいと思
ひます。

以上で、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 1 番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第60号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第60号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第61号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、お諮りします。

本日の日程はこれまでとし、第62号議案以降の質疑は、9月11日金曜日に繰り延
べたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、第62号議案以降の質疑は、9月11日金曜日に繰り延べることに決定しま
した。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会とします。

次回は9月11日金曜日、午前9時から会議を開きますので、よろしくお願ひいた
します。

御苦勞さまでございました。

散会 午後 4時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年9月10日

議 長

議 員

議 員